

第65回 道州制特別区域提案検討委員会 次第

日時 平成26年10月14日（火）10:00～12:00

場所 毎日札幌会館 4階 会議室

1 開 会

2 議 事

（1）平成24年度道民アイデアの第1次整理について

- ・水質汚濁防止法の有害物質等の追加
- ・最低賃金改定に係る事務の移譲
- ・国土利用計画法に基づく監視区域等指定権限の移譲
- ・独立行政法人の定款変更に対する国の関与の廃止、認可権限の移譲

（2）第7回提案に向けた道庁内検討項目について

（3）その他

3 閉 会

【配付資料】

- 資料1 平成24年度道民アイデア等の審議状況
- 資料2-1 農業委員会の共同設置を可能とする特例措置
- 資料2-2 超短波放送（コミュニティFM）の放送免許交付に係る権限の移譲
- 資料3-1 水質汚濁防止法の有害物質等の追加
- 資料3-2 最低賃金改定に係る事務の移譲
- 資料3-3 国土利用計画法に基づく監視区域等指定権限の移譲
- 資料3-4 独立行政法人の定款変更に対する国の関与の廃止、認可権限の移譲
- 資料4 地方分権改革における提案募集方式の提案状況について
- 資料5 4次一括法で移譲されなかった事務・権限関連資料

参考資料1 水質汚濁防止法の有害物質等の追加

参考資料2 最低賃金改定に係る事務の移譲

参考資料3 国土利用計画法に基づく監視区域等指定権限の移譲

参考資料4 独立行政法人の定款変更に対する国の関与の廃止、認可権限の移譲

第64回道州制特区提案検討委員会の審議結果概要について

■開催日時：平成26年8月8日（金）10：00～12：00

■開催場所：道庁本庁舎 7階 共用A会議室

■審議結果概要

議事（1）第6回提案の答申後の経過等について

○第6回提案の答申後の経過等について、事務局から説明。

議事（2）平成24年度道民アイデアの第1次整理について

○「農業委員会の共同設置を可能とする特例措置」（No.405）、
「エゾシカを対象とした『わな猟』の通年実施」（No.415）、
「エゾシカの現地での埋設処理」（No.419）、
「総合特区支援利子補給金の認定権限の移譲」（No.411）、
「超短波放送（コミュニティFM）の放送免許交付に係る権限の移譲」（No.421）
の5項目について、第1次整理を行った結果、いずれも一旦検討を終了
※No.405、421の第1次整理の理由については、別途調整

議事（3）第7回提案に向けた道庁内検討項目について

○資料配付

議事（4）「提案募集方式」による提案について

○「提案募集方式」による道から国への提案について、事務局から情報提供

平成24年度道民アイデア等の審議状況

No.	整理番号	アイデア名	分類			審議状況						
			大分類	中分類	小分類	第60回	第61回	第62回	第63回	第64回	第65回	
1	405	3512 H 農業委員会の共同設置を可能とする特例措置	地域振興対策	地方自治の強化	地方裁量範囲の拡大	継続検討					一次整理	
2	406	3513 I 外国語教育の推進	教育・学校	教育・学校	教育・学校		一次整理					
3	407	4510 F 水質汚濁防止法の有害物質等の追加	環境保全	環境保全	汚染対策							審議
4	408	1516 F 「北海道地域エネルギー・温暖化対策推進会議」の道への移管等	環境保全	環境推進	その他							
5	409	1517 J 保険料の特別徴収の対象となる年金の選択制導入	福祉	高齢者福祉	高齢者福祉	一次整理						
6	410	1518 J 限度額適用・標準負担額減額認定証の申請不要	福祉	高齢者福祉	高齢者福祉	一次整理						
7	411	1519 H 総合特区支援利子補給金の認定権限の移譲	地域振興対策	地域活性化	その他						一次整理	
8	412	4511 H 帰化の許可権限の移譲	地域振興対策	地域活性化	国際交流		一次整理					
9	413	4512 E 最低賃金改定に係る事務の移譲	雇用対策	雇用対策	労働環境の整備							審議
10	414	4513 D 二輪の小型自動車の車検期間の拡大	経済振興対策	経済振興	経済の活性化			一次整理				
11	415	4514 F エゾシカを対象とした「わな猟」の通年実施	環境保全	環境保全	環境保全				継続検討	一次整理		
12	416	4515 D 一般家庭における酒類製造	経済振興対策	その他	地域産業育成			一次整理				
13	417	3514 J 外国人介護福祉士試験特区	福祉	福祉	福祉		一次整理					
14	418	3515 F 地域の実情に即した水産動植物保護のための捕獲規制	環境保全	環境保全	環境保全				一次整理			
15	419	1520 F エゾシカの現地での埋設処理	環境保全	環境保全	環境保全				継続検討	一次整理		
16	420	1521 D 温泉付随可燃性天然ガス利用の促進	経済振興対策	産業振興	エネルギー対策							
17	421	4516 H 超短波放送(コミュニティFM)の放送免許交付に係る権限の移譲	地域振興対策	地域活性化	その他						一次整理	
18	422	3516 D 公的機関によるRMT(リアルマネートレード)運営特区	経済振興対策	産業振興	その他				一次整理			
19	423	2512 D 国立公園内における地熱開発の取扱	経済振興対策	産業振興	エネルギー対策							
20	424	4517 C 国土利用計画法に基づく監視区域等指定権限の移譲	土地利用規制	土地利用一般	地方裁量範囲の拡大							審議
21	425	4518 H 独立行政法人の定款変更に対する国の関与の廃止、認可権限の移譲	地域振興対策	地方自治の強化	地方裁量範囲の拡大							審議

※アイデアを受理した期間：平成24年4月～平成25年3月

道民アイデア整理表

No. 405	アイデア名	農業委員会の共同設置を可能とする特例措置
---------	-------	----------------------

【アイデアの概要】

一定の農地面積を有していれば、市町村の規模に関わらず市町村単独で農業委員会を設置しなければならず、小規模市町村にとっては、農業委員のなり手不足や事務的、財政的な負担等の面から、委員会の運営は厳しい状況にある。

こうしたことを踏まえ、複数の市町村で農業委員会を共同設置できるようにする。あるいは、農業委員会の設置基準を改正する。

【事実関係の整理】

別添「農業委員会について」及び「農業委員会の共同設置について」のとおり

【提案検討をするに当たっての留意事項】

- 共同設置が可能になれば、農業委員のなり手不足を解消できるとともに、市町村にとっても事務量や財政面でより効率的に運営できる。
- 農業委員会を共同設置した場合の委員（選挙により選任される委員）の選任方法については法令上規定がないことから、共同設置を予定したものではないと解されている。
- 選挙により選任される市町村の農業委員の選任方法を道独自に設定することは可能か。
- 市町村のニーズはどれくらいあるか。

【対応方向】

	分野別審議	○	一次整理
--	-------	---	------

〈一次整理とする理由〉

市町村の農業委員の選任は市町村に係る事項であり、道として移譲を求める権限がないため、道州制特区提案にはなじまない。

※ 現在、国において、本アイデアと同様の趣旨から、農業委員の選任方法を含め、農業委員会制度の見直しが進められているところであり、当面はその経緯を見守ることとする。

※ 国の見直し検討の結果、選挙による選任制度が継続されることになれば、提案募集方式による国への提案を検討する（道州制特区制度ではなじまないが、同方式による提案であれば道でも市町村等でも提案可能）。

（下線部＝委員会の開催結果を踏まえた追記部分）

道民アイデア整理表

No. 421	アイデア名	超短波放送（コミュニティFM）の放送免許交付に係る権限の移譲
---------	-------	--------------------------------

【アイデアの概要】

- 近年、地域活性化を目的としたまちづくり活動の一環として、コミュニティFMの活用が行われており、留萌市の「FMもえる」や室蘭市の「FMびゅ〜」など、数多くの放送局が地域住民に向けて情報発信を行っており、コミュニティFMがまちづくり活動における情報発信の基盤となりつつある。
- また、阪神大震災をはじめ、新潟県中越地震や東日本大震災など、数々の大規模災害時においてもコミュニティFMは住民への情報発信において大きな役割を果たした。
- まちづくりや防災など、コミュニティFMの活用方法は多岐にわたることから、地域における様々な事務を担当する道の各（総合）振興局において、コミュニティFMの放送免許の許可事務を所管してはどうか。
- 当該事務を道の各（総合）振興局が持つことにより、地域の実情・目的を把握することが容易となり、放送免許の交付に係る事務処理量及び時間の軽減が期待される。

【事実関係の整理】

- コミュニティ放送局とは、市町村の一部の区域において、地域に密着した情報を提供するためのFM放送局をいい、地域の特色を活かした番組や防災・災害情報等を提供することにより、まちづくりへの貢献が期待されている。
- コミュニティ放送は、一般のFM放送と同一の周波数帯の電波を利用している。
- コミュニティ放送局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならないとされている。（電波法第4条）
- 平成22年に全国知事会が行った国の出先機関の事務の仕分けでは、無線局の免許などは国家的な視点から行うべき事務として国に残すとされている。
- 国においては、行政手続の電子化を推進しており、放送局の免許についても、インターネットを利用して、いつでも、どこからでも申請等の手続を行うことができる。

【道州制特区制度との整合性】

【一次整理の対応方向（案）】

	分野別審議	○	一旦検討終了
--	-------	---	--------

<理由>

電波は、空間を共通の伝送路として使用するため、その無線局の発射する電波が到達する範囲であれば何処の場所においても通信をすることができるが、同じ場所で同じ周波数、あるいは、接近した周波数を使用すると、混信妨害となる等、使用する周波数及び場所の両方から制限が必要となることから国外や他地域との調整が必要であり、国が、電波法に基づき、周波数及び電波の強さを定めている。

コミュニティ放送の周波数は、一般のFM放送と同一の周波数帯を使用していることから、コミュニティ放送が使用する周波数だけを道が管理することは、一般のFM放送局への周波数割り当てに影響を与えることから、コミュニティ放送局の免許事務については国が全国統一的去るべきである。

道民アイデア整理表

No. 407	アイデア名	水質汚濁防止法の有害物質等の追加
---------	-------	------------------

【アイデアの概要・背景など】

- 平成 24 年 5 月、埼玉県など利根川水系の複数の浄水場でホルムアルデヒドが検出された事案が発生したが、その原因が規制等の対象外であるヘキサメチレンテトラミンであることが判明した。塩素を加えなければ無害とされるヘキサメチレンテトラミンなどには排出基準がなく、今後も同様な汚染問題が持ち上がる可能性もある。
- 水質汚濁防止法に基づく有害物質等は政令で定めているが、それを知事が定めることができるようにする。
- その結果、道による迅速な規制や強制調査などの対応が可能になる。
- 利根川水系では複数の都県が関わり、一つの都県だけが規制しても、その上流の県でも規制しなければ効果がなく、国による対応が必要かもしれないが、北海道の場合はそのような問題はない。

【事実関係の整理】

1 水質汚濁防止法の目的

工場・事業場からの排水の規制等により、公共用水域や地下水の汚濁の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することなどを目的としている。

2 制度の概要

国は、工場や事業場（政令で指定）から排出される有害物質等（政令で指定）について、物質・項目の種類ごとに排水基準を定め（省令で規定）、これら物質等の排出者等は、所要の届出（特定施設の設置等）、排水基準の遵守、事故時の措置等の責務を負う。

3 排水基準

(1) 一律排水基準（国が定める全国一律の基準）（法第 3 条第 1 項、排水基準を定める省令）

①有害物質（人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質）

排出量を問わず、全ての特定事業場に適用。

②生活環境項目（水の汚染状態を示す項目）

平均的な排出量が 50m³/日 以上の事業場に適用。

(2) 上乘せ排水基準（法第 3 条第 3 項）

一律排水基準では水質汚濁の防止上、不十分と考えられる水域について、一律排水基準に代替して都道府県が設定する、より厳しい排水基準（道：水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例）。

(3) 横出し規制（法第 29 条）

地方公共団体は、国が規制していない物質、施設、業種等に関し、条例で必要な規制を定めることが可能（道：北海道公害防止条例、同条例施行規則）。

【道州制特区制度との整合性】

【一次整理の対応方向（案）】

	分野別審議へ	○	一旦検討終了
--	--------	---	--------

- 国が定める一律の排水基準の規制対象以外の物質、施設、業種等について、道が条例で必要な規制を定めることは、現行制度上で可能である。

道民アイデア整理表

No. 413	アイデア名	最低賃金改定に係る事務の移譲
---------	-------	----------------

【アイデアの概要・背景など】

- 全国的に地域事情を考慮した最低賃金が設定されているが、地域によっては生活保護の給付水準を下回る地域もある。
- 北海道は他府県と比較し、広域分散型の地域構造となっており、生活必需品である燃料価格等が地域によって異なっている。
- こうした背景から、地域及び産業をより細分化した最低賃金の設定が必要。
- 最低賃金改定事務を北海道知事に移譲するとともに、改定にあたっては、道内を地域単位で設定することを可能とすること、及び現在5種（提案時）の産業別最低賃金をさらに細分化することを可能とする裁量も付与。
- このことにより、地域格差の是正、地域産業の発展が図られる。

【事実関係の整理】

1 最低賃金制度とは

「最低賃金法」に基づき、国（厚生労働大臣又は都道府県労働局長）が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度。

2 最低賃金の種類

(1) 地域別最低賃金

- ① 産業や職種に関わりなく全ての労働者とその使用者に適用。
- ② 地域別最低賃金の決定・改定に当たっては、「労働者の生計費」、「労働者の賃金」、「通常の事業の賃金支払能力」を総合的に勘案することとされており、このうち労働者の生計費の考慮に当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮することとされている（法第9条第2項及び第3項）。

(2) 特定（産業別）最低賃金

- ① 地域別最低賃金の補完的役割を果たすものとして、特定産業の基幹的労働者とその使用者に適用。
- ② 関係労使から国への申出に基づき、地域別最低賃金を上回る水準で決定。

【道州制特区制度との整合性】

【一次整理の対応方向（案）】

	分野別審議へ	○	一旦検討終了
--	--------	---	--------

- 最低賃金制度（特に地域別最低賃金）は、労働基準法とともに、労働条件に関する最低基準を定めるもので、雇用のセーフティネットとしての機能を担っている。
- 労働基準に関する事務は、憲法第25条に基づき「健康で文化的な最低限度の生活」を国民に保障するため、生活保護、所得保障（公的年金）、児童手当など他の社会保障関連施策とともに国において行われるべき業務である。

道民アイデア整理表

No. 424	アイデア名	国土利用計画法に基づく監視区域等指定権限の移譲
---------	-------	-------------------------

【アイデアの概要】

- 現行の国土利用計画法では、一定規模未満の土地取引について土地所有の実態が把握できず、監視区域等の指定についても、地価の高騰などに要件が限定されており、水資源の保全や森林等の保全のためには、土地の所有実態を把握して必要な措置を講じていくことが重要。
- そのため、一定規模未満の土地取引に係る土地の所有実態を把握できるようにするとともに、監視区域等の指定について、水資源保全等の観点から地域の実情に応じて知事が定めることができるようにするなどしてはどうか。
- 道の水資源条例には罰則規定がないため、法による規制が可能となれば、より実効性を担保できる。

【事実関係の整理】

- 地価上昇のおそれがある等の地域について、知事は、期間を定めて、指定要件に応じそれぞれ規制区域、監視区域、注視区域として指定する。（国土利用計画法第 12 条、第 27 条の 3、第 27 条の 6）
 - 土地売買等の契約を締結しようとする場合には、知事への届出や許可申請が必要とされている。（同法第 14 条第 1 項、第 23 条第 1 項、第 27 条の 4 第 1 項、第 27 条の 7 第 1 項）
 - 規制区域以外の土地では、一定規模未満の土地取引は、届出の対象となっていない。（同法第 23 条第 2 項、第 27 条の 4 第 2 項、第 27 条の 7 第 1 項）
-
- 道では、「北海道水資源の保全に関する条例」を制定し、水資源の保全の観点から、知事が指定した区域（水資源保全地域）における土地取引について届出義務を課している。
届出対象となる土地取引について、下限面積は定められていない。（同条例第 20 条）
 - 届出を行わない等の違反があった場合には、適正な土地利用に誘導する手段として、刑罰による強制ではなく、勧告・公表の手法をとっている。（同条例第 22 条）
-
- 平成 26 年 3 月に水循環基本法が成立し、水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進することとされた。

【道州制特区制度との整合性】

【一次整理の対応方向（案）】

	分野別審議	○	一旦検討終了
--	-------	---	--------

<理由>

一定規模未満の土地取引に係る土地の所有実態の把握については、現行施策で対応済。
土地取引の法規制については、道ではこれまでに国に対して関係法令の整備を要請してきたところ、平成 26 年 3 月に水循環基本法が成立し、今後、同法に基づき、水源保全等のために講ずべき具体的な施策を盛り込んだ国の基本計画が作成されることから、国の動向を注視していく。

道民アイデア整理表

No. 425	アイデア名	独立行政法人の定款変更に対する国の関与の廃止、許可権限の移譲
---------	-------	--------------------------------

【アイデアの概要】

- 道が設立した地方独立行政法人の定款変更については、政令で定める軽微なもの（従たる所在地の変更等）を除き、道議会の議決を経て、総務大臣の認可を受けなければならない。
- 地方独立行政法人が所有する土地を売却する場合など、比較的頻繁に起こり得るケースについても、現行法上は、資産に関する事項の定款変更に当たり、その都度、道議会の議決と総務大臣の認可が必要なため、地方独立行政法人の円滑な運営にとって支障となっている。
- 地方独立行政法人法第8条第2項における定款変更の認可権限を総務大臣から知事に移譲する。

【事実関係の整理】

- 地方独立行政法人とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施される必要のある事務・事業のうち、地方公共団体が直接実施する必要はないものの、民間の主体に委ねては確実な実施が確保できないおそれがあるものを効率的・効果的に行わせるため、地方公共団体が設立する法人。
- 道が設立している地方独立行政法人は、札幌医科大学と北海道立総合研究機構の2団体。
- 都道府県が設立した地方独立行政法人の定款の変更は、政令で定める軽微なもの（従たる事務所の所在地の変更、設立団体である地方公共団体の名称の変更、主たる事務所等の所在地の名称の変更）を除き、都道府県議会の議決を経て総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。（地方独立行政法人法第8条第2項、同法施行令第2条、総務大臣通知）

【道州制特区制度との整合性】

【一次整理の対応方向（案）】

	分野別審議	○	一旦検討終了
--	-------	---	--------

＜理由＞

地方独立行政法人制度においては、従来地方公共団体が直接執行している業務を切り離して行わせることになり、その適正な運営を確保する必要性が高いことから、設立団体以外の者による一定のチェックという意味で、総務大臣による認可が行われている。

このため、設立団体である道が、道の設立した地方独立行政法人の定款変更の認可を行うことは適切ではない。

地方分権改革における提案募集 方式の提案状況について

■平成26年度の提案募集方式における地方からの提案状況・・・ 1

■平成26年度の提案募集方式における各府省からの
第1次回答状況・・・・・・・・ 2

■平成26年度の提案募集方式に係る全体スケジュール・・・・・・・・ 3

＜参考資料＞提案募集方式における地方からの提案

平成26年の提案募集方式における地方からの提案状況

団体数・件数	
提案団体数	126
提案件数	953

提案区分	件数
権限移譲	366
ア 国から地方	285
イ 都道府県から市町村	81
地方に対する規制緩和 補助要綱等に係る見直し	525
権限移譲又は規制緩和に関連する見直し	103
対象外	2
計	60
計	953

分野	件数
土地利用(農地除く)	95
農地・農業	147
医療・福祉	202
雇用・労働	43
教育・文化	46
環境・衛生	80
産業振興	109
消防・防災・安全	20
土木・建築	88
運輸・交通	40
その他	83
計	953

担当府省	件数
内閣官房	9
内閣府	50
総務省	60
法務省	13
外務省	1
財務省	13
文部科学省	58
厚生労働省	294
農林水産省	204
経済産業省	125
国土交通省	211
環境省	57
防衛省	4
計	953

※権限移行にまつがる提案があるため、合計が必ずしも一致しない。

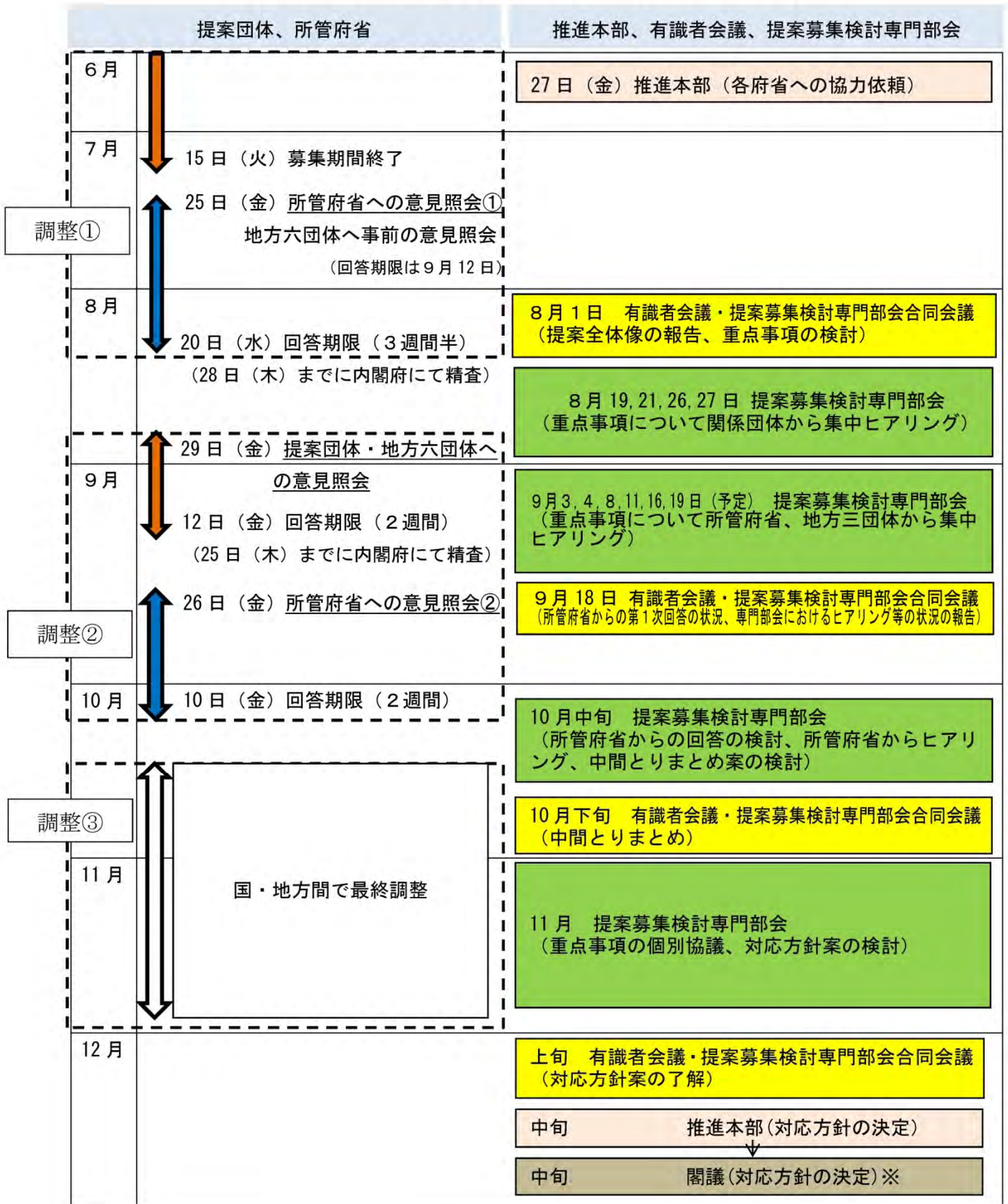
提案主体区分	団体数	件数
都道府県	47	650
市区町村	67	196
一部事務組合等	2	13
全国的連合組織	3	10
地方公共団体を構成員とする組織	7	84
計	126	953

平成26年の提案募集方式における各府省からの第1次回答状況

	実施	手挙げ方式により実施	対応不可	現行規定により対応可能	提案の実現に向けて対応を検討	農地・農村部会において検討中	合計
内閣官房	0	0	8	2	2	—	12
内閣府	0	0	28	9	4	—	41
警察庁	0	0	2	0	0	—	2
消費者庁	0	0	4	0	1	—	5
金融庁	0	0	1	0	0	—	1
総務省	1	0	35	6	7	—	49
法務省	0	0	12	0	0	—	12
財務省	0	0	11	0	0	—	11
文部科学省	0	0	27	10	14	—	51
厚生労働省	3	0	260	15	12	—	290
農林水産省	1	0	103	18	7	73	202
経済産業省	2	1	106	4	2	—	115
国土交通省	1	0	164	35	7	—	207
環境省	1	0	52	3	1	—	57
防衛省	0	0	4	0	0	—	4
復興庁	0	0	0	1	0	—	1
合計	9	1	817	103	57	73	1,060

※ 複数府省に係る提案については、それぞれの府省に複数計上している。

平成 26 年の提案募集方式に係る全体スケジュール



※法律改正により措置すべき事項については、所要の法律案を提出

平成26年の提案募集方式における地方からの提案 区分：A 権限移譲、B 規制緩和

管理番号	区分	提案事項 (事項名)	制度の所管・関係府省庁	提案団体
2	A	国際ビジネス機受入の際のC I Q業務の移譲	法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省	佐賀県
705	A	準用河川の用に供されている国土交通省所管の国有財産の登記嘱託及び境界決定事務の権限移譲	国土交通省、財務省	鹿児島県
681	B	地方債の財政融資資金借入に係る提出書類の簡素化	財務省	横浜市
789	B	保育所型認定こども園に規定されている認定の有効期間の廃止	内閣府、文部科学省、厚生労働省	兵庫県 【共同提案】 京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県
92	B	市立の特別支援学校の設置について都道府県の認可制度の廃止	文部科学省	新潟市
289	B	市立総合支援学校（特別支援学校）の設置の際の都道府県の認可の廃止	文部科学省	京都市
600	A	高等学校等就学支援金制度に係る認定等事務の都道府県から指定都市・中核市への権限移譲	文部科学省	京都府、兵庫県
162	B	地域子ども・子育て支援事業における要件緩和	内閣府、文部科学省、厚生労働省	鳥取県、徳島県
7	A	土木工事等に係る埋蔵文化財関連事務の権限移譲	文部科学省（文化庁）	新見市
99	B	公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分における国庫納付金不要条件の緩和	文部科学省	岡山県
959	B	公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分における国庫納付金不要条件の緩和	文部科学省	中国地方知事会
156	B	高等学校等就学支援金の受給権者に対する通知事務の簡素化	文部科学省	鳥取県、京都府、大阪府
958	B	高等学校等就学支援金の受給権者に対する通知事務の簡素化	文部科学省	中国地方知事会
230	B	学校施設環境改善交付金（スポーツ施設整備事業）に係る補助要件の大規模修繕への拡大	文部科学省	宮城県
288	B	公立学校施設の老朽化対策のための長寿命化改良事業の補助要件の見直し	文部科学省	埼玉県
382	B	学校施設環境改善交付金の防災機能強化事業における対象校ただし書きの撤廃	文部科学省	九州地方知事会
869	B	学校施設の耐震化事業に係る補助要件の緩和	文部科学省	さいたま市
425	B	文部科学省委託事業「体験活動プロジェクト」（防災教育推進事業）における事業計画作成手続の簡素化	文部科学省	熊本県
426	B	廃校・余裕教室等改修事業（学校施設環境改善交付金）の事業要件の緩和（H26年度に新設された、特別支援学校の教室不足対策として、廃校や余裕教室等の既存施設を活用した整備に対する補助）	文部科学省	熊本県
427	B	「英語教育強化地域拠点事業」における対象要件の緩和	文部科学省	熊本県
432	B	教育支援体制整備事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業）交付要綱の変更	文部科学省	立山町
631	B	文化芸術振興費補助金（地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ）の採択時期の変更	文部科学省（文化庁）	長崎県
645	A	教育課程特例校の指定にかかる権限移譲	文部科学省	長崎県
814	B	特別支援教育就学奨励費補助金（小学校及び中学校分）について、市町村への交付金化による事務の合理化	文部科学省	兵庫県、大阪府、徳島県
816	B	県立学校における学校評議員の委嘱権限の学校設置者から校長への変更	文部科学省	兵庫県、和歌山県、徳島県
815	B	要保護児童生徒援助費補助金（学用品費等・医療費・学校給食費）について、市町村への交付金化による事務の合理化	文部科学省	兵庫県、大阪府、徳島県
519	B	認定こども園における給食の外部搬入の拡大	内閣府、文部科学省、厚生労働省	神奈川県
708	B	公立施設が幼保連携型認定こども園に移行する際に必要な設備基準（自園調理）の緩和	内閣府、文部科学省、厚生労働省	安城市
790	B	認定こども園における保育室面積、食事の提供方法、園舎及び園庭の位置等に関する事項等、「従うべき基準」とされている事項の見直し	内閣府、文部科学省、厚生労働省	兵庫県 【共同提案】 京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県
75	A	県費負担教職員の人事権（任命権）及び教職員定数設定権限等の移譲	文部科学省	松山市
84	A	県費負担教職員の人事権や学級編制基準制定権及び教職員定数権に関する権限の市への移譲	文部科学省	和歌山市
346	A	県費負担教職員の人事権等の移譲	文部科学省	大分市
399	A	県費負担教職員の人事権等の移譲	文部科学省	特別区長会
438	A	県費負担教職員の人事権の市への移譲	文部科学省	全国特例市市長会
689	A	県費負担教職員の給与等の負担・定数の決定・学級編制基準の決定の移譲	文部科学省	大阪府
969	A	県費負担教職員人事権の移譲 教職員の定数決定権及び学級編制基準制定権の移譲 教職員の給与等決定権の移譲	文部科学省	中核市市長会
77	A	認定こども園の認定に係る事務・権限の移譲	内閣府、文部科学省、厚生労働省	松山市
422	A	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る権限の移譲	内閣府、文部科学省、厚生労働省	指定都市市長会
666	A	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園認定権限の移譲	内閣府、文部科学省、厚生労働省	堺市、大阪府
862	A	「幼保連携型」以外の認定こども園の認定権限の移譲	内閣府、文部科学省、厚生労働省	さいたま市
44	B	市町村立学校の教職員の加配要件の見直し	文部科学省	愛知県
574	B	全国一律の学級編制の基準緩和	文部科学省	神奈川県

管理番号	区分	提案事項 (事項名)	制度の所管・関係 府省庁	提案団体
656	B	公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準の見直しについて	文部科学省	加茂市
870	B	学級編成の標準について、地域の実情に合わせた弾力化	文部科学省	さいたま市
335	B	博物館・図書館の設置・運営主体を教育委員会から首長部局へ移管することを可能とする規制緩和	文部科学省	群馬県
377	B	社会教育に関する事務を教育委員会から首長部局へ移管することを可能とする規制緩和	文部科学省	九州地方知事会
421	A	私立幼稚園の設置認可等権限の移譲	文部科学省	指定都市市長会
667	A	私立幼稚園の設置認可権限の移譲	文部科学省	堺市、大阪府
679	A	私立幼稚園の認可権限等の移譲	文部科学省	横浜市
707	A	私立幼稚園の設置認可・指導にかかる権限移譲	文部科学省	大阪市、大阪府
897	A	地域発・文化芸術創造発信イニシアチブに関する事務について、都道府県への財源・権限の移譲	文部科学省 (文化庁)	埼玉県
898	A	劇場・音楽堂等活性化事業に関する事務について、都道府県への財源・権限の移譲	文部科学省 (文化庁)	埼玉県
899	A	伝統文化親子教室事業に関する事務について、都道府県への財源・権限の移譲	文部科学省 (文化庁)	埼玉県
224	B	保育士修学資金貸付事業の貸付対象の住所要件の撤廃	厚生労働省	滋賀県
286	B	認可外保育所から認可保育所への移行に伴う経済的要件の緩和	内閣府、厚生労働省	埼玉県
952	B	多子世帯保育料軽減制度における同時入所要件の撤廃	厚生労働省	中国地方知事会
161	B	放課後児童クラブの補助要件緩和	厚生労働省	鳥取県・京都府・大阪府・徳島県
259	B	放課後児童健全育成事業等実施要綱の緩和	厚生労働省	相模原市
436	B	放課後児童健全育成事業等実施要綱の緩和	厚生労働省	神戸市
437	B	放課後児童健全育成事業等実施要綱の緩和	厚生労働省	神戸市
953	B	地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブの補助要件緩和	内閣府、厚生労働省	中国地方知事会
186	B	厚生労働省の妊娠・出産包括支援モデル事業における事業の実施主体となる対象の拡大	厚生労働省	山梨県
410	B	産後ケア事業に対する補助条件の見直し	厚生労働省	特別区長会
114	B	介護保険法地域支援事業の認知症施策に係る「保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者」の要件の緩和	厚生労働省	千葉県
322	B	介護保険サービス事業所や福祉サービス事業所の指定・許可に係る市町村長との事前協議制の確立	厚生労働省	萩市
605	B	特別養護老人ホームにおいて、利用者の意向に沿う居室形態を利用者が選択できるように一部ユニット型施設類型を認めるような基準の改正	厚生労働省	長崎県
671	B	介護保険法施行令第6条に規定する介護保険認定審査委員の任期の緩和	厚生労働省	堺市・大阪府
864	B	介護保険認定審査会委員任期を定める規定の緩和	厚生労働省	さいたま市
187	A	麻薬小売業者間譲渡許可権限の都道府県への移譲	厚生労働省	福井県
310	A	麻薬及び向精神薬取締法に基づく麻薬小売業者間譲渡許可の国から都道府県への移譲	厚生労働省	熊本県、佐賀県、大分県
581	A	麻薬小売業者間譲渡の許可の都道府県知事への移譲	厚生労働省	長野県
589	A	医療用麻薬に係る薬局間の譲受・譲渡許可権限の都道府県知事への移譲	厚生労働省	京都府、兵庫県
590	C	医療用麻薬に係る薬局間の譲受・譲渡許可要件の緩和、許可期間の延長	厚生労働省	京都府、兵庫県
591	B	医療用麻薬の廃棄にあたっての行政職員の立会要件の廃止	厚生労働省	京都府、兵庫県
636	B	麻薬取扱者の免許の期限延長	厚生労働省	長崎県
308	B	社会医療法人の認定要件拡充	厚生労働省	熊本県
387	B	社会医療法人の認定要件緩和	厚生労働省	九州地方知事会
822	B	公営住宅の目的外使用の制限の緩和	国土交通省、厚生労働省	兵庫県 【共同提案】 京都府、大阪府、徳島県
13	B	実態的に法令に根拠のない農政局協議を求めている通知の廃止	農林水産省、経済産業省、厚生労働省、国土交通省	佐賀県
373	B	療養介護の利用対象者要件に関する規制緩和	厚生労働省	九州地方知事会
188	B	障害福祉サービスにおける加算の送迎算定要件の緩和	厚生労働省	福井県
222	B	重度障害者の地域生活支援を行うための報酬体系の見直し	厚生労働省	滋賀県
223	B	重度障害者の地域生活支援を支える施設整備基準等の見直し	厚生労働省	滋賀県
725	B	重度障害者の地域生活支援を行うための報酬体系の見直し	厚生労働省	徳島県
726	B	重度障害者の地域生活支援を支える施設整備基準等の見直し	厚生労働省	徳島県
356	B	施設外就労加算要件における規制緩和	厚生労働省	徳島県・京都府・和歌山県・鳥取県・兵庫県
663	B	障害者入所支援施設の指定に係る都道府県知事の同意の廃止	厚生労働省	川崎市
866	B	障害支援区分認定審査会委員任期を定める規定の緩和	厚生労働省	さいたま市
42	B	都道府県医療費適正化計画の策定義務の廃止	厚生労働省	愛知県
63	A	保険医療機関の指定・指導権限の地方厚生局から広域連合への移譲	厚生労働省	関西広域連合
191	A	保険医療機関及び保険薬局の指定・指導権限並びに保険医及び保険薬剤師の登録・指導権限の移譲	厚生労働省	和歌山県
354	A	保険医療機関の指定・指導権限の移譲	厚生労働省	徳島県
482	A	保険医療機関、社会保険診療報酬支払基金支部の指導監督等、社会保険に係る不服申立てに関する社会保険審査官の事務	厚生労働省	神奈川県
784	A	保険医療機関等の指定・取消処分に関する権限移譲	厚生労働省	兵庫県
157	B	ロボット手術に係る先進医療の対象化	厚生労働省	鳥取県
185	A	診療報酬を定める一部の権限の都道府県への移譲	厚生労働省	山梨県

管理番号	区分	提案事項 (事項名)	制度の所管・関係 府省庁	提案団体
785	A	診療報酬の決定に関する権限移譲	厚生労働省	兵庫県 【共同提案】 和歌山県、徳島県
882	A	入院基本料の施設基準に関する特例を認める権限の移譲	厚生労働省	広島市
219	B	資格を喪失した被保険者の受診に伴う過誤調整に係る事務処理の見直し	厚生労働省	全国市長会
348	B	資格喪失した被保険者の受診に伴う過誤調整手続の簡素化・迅速化	厚生労働省	大分市
386	B	保険医療機関における付添介護要件の緩和	厚生労働省	九州地方知事会
323	B	ドクターヘリでの診療行為に対する診療報酬算定方法の見直し	厚生労働省	萩市
324	B	医療費の適正化対策の促進	厚生労働省	萩市
479	A	後期高齢者医療制度に係る市町村・広域連合に対する報告徴収、実地検査の実施等	厚生労働省	神奈川県
480	A	健康保険組合等の指導監督	厚生労働省	神奈川県
481	A	国民健康保険の保険者の指導の移譲	厚生労働省	神奈川県
782	A	健康保険法上の保険者に関する業務の権限移譲	厚生労働省	兵庫県 【共同提案】 大阪府、和歌山県
89	B	介護保険料の特別徴収対象年金の優先順位撤廃	厚生労働省	松山市
291	B	介護保険サービス事業者における事業開始等の届出等事務の負担軽減等	厚生労働省	京都市
691	B	介護保険法及び老人福祉法に基づく重複する申請等の一本化	厚生労働省	大阪府・京都府・兵庫県 鳥取県・徳島県
443	B	短時間訪問介護の算定要件の対象拡大	厚生労働省	岐阜県
588	B	訪問リハビリテーションサービスの利便向上及び供給拡大	厚生労働省	京都府・兵庫県・和歌山 県・徳島県
637	A	業務管理体制の整備等に係る事務権限の中核市への移譲	厚生労働省	長崎県
948	A	介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務の都道府県から 中核市への移譲	厚生労働省	中国地方知事会
693	B	介護保険料の賦課にかかる負担の公平化	厚生労働省	大阪府
694	B	介護保険制度における「補足給付」の拡充	厚生労働省	大阪府・京都府・兵庫 県・徳島県
849	B	介護サービスの地域間格差の是正	厚生労働省	愛媛県
850	B	介護サービス事業者及び利用者における要介護状態改善への意識向上	厚生労働省	愛媛県
123	B	医療法人の理事長の医師要件の撤廃に向けた特例認可制度の廃止	厚生労働省	石川県
189	B	一人医師医療法人の設立許可に係る手続の簡素化	厚生労働省	福井県
660	A	医療計画の策定権限等の都道府県から指定都市への移譲	厚生労働省	川崎市
794	B	休眠病床を有する医療機関に対する許可病床数削減勧告制度の範囲の拡大	厚生労働省	兵庫県 【共同提案】 京都府、大阪府
568	B	①病床機能報告制度の運用、②地域医療ビジョンの策定、③新たな財政支援制度の 創設	厚生労働省	神奈川県
126	A	医薬品製造販売等の地方承認権限の範囲拡大	厚生労働省	富山県
184	A	がん診療連携拠点病院等の指定権限の都道府県への移譲	厚生労働省	山梨県
779	A	がん診療連携拠点病院の指定権限の都道府県への移譲	厚生労働省	兵庫県 【共同提案】 京都府、大阪府、和歌山 県、徳島県
226	B	品質保証責任者の資格要件の緩和	厚生労働省	三重県
231	B	医療機関の耐震化に対する国庫補助事業の補助対象の拡大	厚生労働省	高知県
338	B	地方改善事業費（隣保館運営費等）補助金交付要綱及び地方改善施設整備費（隣保館 等施設整備費）補助金交付要綱における補助要件の緩和	厚生労働省	尼崎市
353	B	病児・病後児保育の補助要件の設定	厚生労働省	徳島県・大阪府・鳥取 県・兵庫県
365	B	特別児童扶養手当事務取扱交付金の交付対象の拡大	厚生労働省	広島県
955	B	特別児童扶養手当事務取扱交付金の交付対象の拡大	厚生労働省	中国地方知事会
412	B	生活保護医療扶助給付における外来診療時等窓口一時負担金制度の導入	厚生労働省	特別区長会
413	B	被保護世帯に対する訪問調査活動の一部業務委託	厚生労働省	特別区長会
444	B	定期予防接種の対象拡大	厚生労働省	岐阜県
448	A	指定医療機関等の指定等 特定感染症医療機関からの報告聴取等の移譲	厚生労働省	神奈川県
780	A	特定感染症指定医療機関の指定権限の都道府県への移譲	厚生労働省	兵庫県 【共同提案】 京都府
567	B	厚生労働大臣発行医療系免許申請書類等の経由事務の廃止 (医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、理 学療法士、作業療法士、視能訓練士、衛生検査技師、管理栄養士)	厚生労働省	神奈川県
569	B	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種の登録事業者の登録事務の 役割明確化	内閣官房、厚生労働 省	神奈川県
603	B	セーフティネット支援対策等補助金の早期交付決定	厚生労働省	長崎県・福岡県・熊本 県・大分県・宮崎県・沖 縄県
604	B	買い物弱者支援制度の充実	厚生労働省	長崎県
606	A	精神保健福祉法における一般人の申請・警察官通報・精神科病院管理者の届出から 指定医の診察等の事務の都道府県から中核市、保健所設置市への移譲	厚生労働省	長崎県・大分県・宮崎 県・沖縄県・山口県
865	B	精神医療審査会委員の任期を定める規定の緩和	厚生労働省	さいたま市
783	A	医師臨床修練制度（外国人医師、看護師など）に関する事務・権限の都道府県への 移譲	厚生労働省	兵庫県 【兵庫】 京都府、大阪府、徳島県

管理番号	区分	提案事項 (事項名)	制度の所管・関係 府省庁	提案団体
801	C	医師臨床修練制度（外国人医師、看護師など）に関する規制緩和等	厚生労働省、法務省	兵庫県 【共同提案】 徳島県
808	A	原子爆弾被爆者に対して必要な医療の給付を行う場合に必要な厚労大臣の認定権限の都道府県への移譲	厚生労働省	兵庫県 【共同提案】 和歌山県
160	B	中小企業労働力確保法に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止	厚生労働省、経済産業省	鳥取県、京都府、大阪府、徳島県
241	B	中小企業労働力確保法に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止	厚生労働省、経済産業省	広島県
961	B	中小企業労働力確保法に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止	厚生労働省、経済産業省	中国地方知事会
163	B	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止	厚生労働省	鳥取県、大阪府、徳島県
242	B	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止	厚生労働省	広島県
960	B	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止	厚生労働省	中国地方知事会
484	A	労働条件、労働者の保護などに関する監督等の移譲	厚生労働省	神奈川県
485	A	労働基準監督官が司法警察員として行う捜査等の移譲	厚生労働省	神奈川県
486	A	社会保険労務士に関する監督等の移譲	厚生労働省	神奈川県
487	A	労働者災害補償保険法に基づく労災保険の認定・給付等の移譲	厚生労働省	神奈川県
488	A	労働基準監督署の指揮監督の移譲	厚生労働省	神奈川県
489	A	各種法令に基づく事業主への指導権限（報告・徴収・助言・指導・命令・勧告）の移譲 ・雇用対策法 ・高齢者雇用安定法 ・障害者雇用促進法 等	厚生労働省	神奈川県
491	A	各種法令に基づく事業主への指導権限（報告・徴収・助言・指導・命令・勧告）の移譲 ・男女雇用機会均等法 ・育児・介護休業法 ・次世代育成支援対策推進法 ・パートタイム労働法	厚生労働省	神奈川県
492	A	紛争の解決に関すること（男女雇用機会均等法、パートタイム労働法に係る相談、助言・指導・勧告、紛争調整委員会による調停の事務）の移譲	厚生労働省	神奈川県
563	B	地方に条例委任されている「普通職業訓練における職業訓練指導員の資格」が従うべき基準とされていることに対する規制緩和	厚生労働省	神奈川県
578	B	認定職業訓練助成事業費（運営費）における補助対象経費の算定基準の緩和	厚生労働省	長野県
686	A	国が都道府県に設置する緊急雇用創出事業臨時特例基金の指定都市への設置	厚生労働省	横浜市
205	B	中山間地域における旅館業法の客室延床面積要件の緩和	厚生労働省	安芸高田市
357	B	滞在施設の旅館業法の許可制の見直し	厚生労働省	徳島県
328	B	毒物劇物取扱責任者の資格要件に係る規制緩和	厚生労働省	大分県、福岡県、長崎県、沖縄県、山口県
342	A	管理栄養士免許の免許者を、厚生労働大臣から各都道府県知事とする。	厚生労働省	香川県
394	B	水道水源開発等施設整備費国庫補助金に係る平均単価要件の廃止	厚生労働省	越谷・松伏水道企業団
232	B	上水道の耐震化に対する国庫補助事業の採択基準の緩和	厚生労働省	高知県
285	B	水道水源開発等施設整備費国庫補助金の採択基準の緩和	厚生労働省	埼玉県
478	A	登録検査機関の登録等の移譲 ・食品衛生法の登録検査機関	厚生労働省	神奈川県
633	B	規格基準が定められた添加物からの、粗製海水塩化マグネシウム(にがり)の除外	厚生労働省	長崎県
183	B	被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業（子育て支援対策費補助金）の実施主体等の拡大	厚生労働省	秋田県
587	B	人口動態調査事務システム及び人口動態調査オンライン報告システムの導入等に関する手続の簡素化	厚生労働省	京都府、大阪府、兵庫県、徳島県
372	B	保育所保育士定数への准看護師算入を可能とする規制緩和	厚生労働省	九州地方知事会
702	B	保育所の保育士定数への准看護師の算入を可能とする規制緩和	厚生労働省	鹿児島県
204	B	「保育支援員（仮称）」の保育士配置定数への算入	厚生労働省	瑞穂市
247	B	児童福祉法に基づく保育所の保育士数に係る基準緩和	厚生労働省	広島県
319	B	保育所における給食の自園調理原則の廃止又は過疎地域等での適用除外	厚生労働省	萩市
518	B	保育所における給食の外部搬入の拡大	厚生労働省	神奈川県
724	B	小中学校の給食センターから保育所への給食搬入に関する規制緩和	厚生労働省	徳島県、京都府、和歌山県、大阪府
159	B	児童発達支援センターにおける利用者への食事提供方法の基準の緩和	厚生労働省	鳥取県
951	B	児童発達支援センターにおける利用者への食事提供方法の基準の緩和	厚生労働省	中国地方知事会
274	B	保育所に配置する職員数や居室面積に係る義務付け・枠付けの見直し	厚生労働省	埼玉県
744	B	保育所に関する基準に係る地方の裁量拡大	厚生労働省	東京都
526	B	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の緩和	厚生労働省	神奈川県
798	B	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準のうち「従うべき基準」の見直し	厚生労働省	兵庫県 【共同提案】 大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県
520	B	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準における「従うべき基準」の緩和	厚生労働省	神奈川県
270	A	認可外保育施設の届出受理等の市町村への移譲	厚生労働省	埼玉県
136	B	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の「職員」基準の緩和	厚生労働省	長岡市
799	B	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準のうち「従うべき基準」の見直し	厚生労働省	兵庫県 【共同提案】 和歌山県、鳥取県、徳島県

管理番号	区分	提案事項 (事項名)	制度の所管・関係 府省庁	提案団体
781	A	臨床研修病院の指定、研修医受入定員調整権限の都道府県への移譲	厚生労働省	兵庫県 【共同提案】 京都府、徳島県
21	A	水道事業（給水人口5万人超）の認可・指導監督権限の移譲	厚生労働省	愛知県
150	A	水道事業等（計画給水人口5万人超の特定水源水道事業並びに1日最大給水量が2万5千立方メートルを超える水道用水供給事業）に関する認可等の権限移譲	厚生労働省	鳥取県・大阪府
237	A	水道事業に係る厚生労働大臣の認可・指導監督権限の都道府県知事への移譲	厚生労働省	広島県
299	A	都道府県による水道（用水供給）事業の認可事務、立入検査等に関する権限の拡大	厚生労働省	福島県
698	A	水道事業経営の認可等の権限移譲	厚生労働省	大阪府、和歌山県、鳥取県
943	A	水道事業に係る厚生労働大臣の認可・指導監督権限の都道府県知事への移譲	厚生労働省	中国地方知事会
371	B	旅館業から暴力団排除するための条例委任又は法改正による排除条項の追加	厚生労働省	九州地方知事会
742	B	民生委員の任期の始期又は終期の設定の条例委任	厚生労働省	豊田市
94	A	総合衛生管理製造過程（HACCP）の承認等における事務・権限の保健所設置市への移譲	厚生労働省	新潟市
452	A	総合衛生管理製造過程（HACCP）の承認等（海外施設の承認、総合衛生管理製造過程における例外承認を除く）の移譲	厚生労働省	神奈川県
883	A	飲食店営業等に関する公衆衛生上の施設基準の策定権限の移譲	厚生労働省	広島市
349	A	指定検査機関（食鳥検査法の指定検査機関）の指定等の権限移譲	厚生労働省	徳島県、京都府、和歌山県
453	A	食鳥検査法の指定検査機関の指定等の移譲	厚生労働省	神奈川県
521	B	婦人保護施設の設備・運営に関する基準の緩和	厚生労働省	神奈川県
553	B	保護施設の設備及び運営に関する基準の緩和	厚生労働省	神奈川県
88	B	介護保険制度に係る要支援・要介護認定有効期間の弾力的運用及び緩和	厚生労働省	田辺市
411	B	要介護認定「更新申請」における認定有効期間の延長	厚生労働省	特別区長会
692	B	要介護認定の有効期間の延長	厚生労働省	大阪府・京都府・兵庫県・徳島県
118	B	小規模多機能型居宅介護事業所での障害者受入基準（登録定員）を定める条例に係る基準の緩和	厚生労働省	静岡県
119	B	小規模多機能型居宅介護事業所での障害者受入基準（通所利用定員）を定める条例に係る基準の緩和	厚生労働省	静岡県
690	B	小規模多機能型居宅介護（地域密着型サービス）の普及に向けた基準の緩和	厚生労働省	大阪府・兵庫県・和歌山県・鳥取県
276	B	高齢者に対する定期巡回・臨時対応サービスにおける人員基準の緩和	厚生労働省	埼玉県
527	B	養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の緩和	厚生労働省	神奈川県
528	B	基準該当居宅サービスの従業者、設備及び運営に関する基準の緩和	厚生労働省	神奈川県
529	B	基準該当介護予防サービスの従業者、設備及び運営に関する基準の緩和	厚生労働省	神奈川県
530	B	指定居宅サービスの従業者、設備及び運営に関する基準の緩和	厚生労働省	神奈川県
531	B	指定介護予防サービスの従業者、設備及び運営に関する基準の緩和	厚生労働省	神奈川県
532	B	指定介護老人福祉施設が有する従業者の員数に関する基準の緩和	厚生労働省	神奈川県
533	B	指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準の緩和	厚生労働省	神奈川県
534	B	介護老人保健施設が有する従業者の員数に関する基準の緩和	厚生労働省	神奈川県
535	B	介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準の緩和	厚生労働省	神奈川県
536	B	指定介護療養型医療施設が有する従業者の員数に関する基準の緩和	厚生労働省	神奈川県
537	B	指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準の緩和	厚生労働省	神奈川県
555	B	指定居宅サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準の緩和	厚生労働省	神奈川県
556	B	指定介護予防サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準の緩和	厚生労働省	神奈川県
557	B	指定介護老人福祉施設の指定に関する基準のうち、指定対象となる施設及びその入所定員に係る基準の緩和	厚生労働省	神奈川県
559	B	指定居宅介護支援事業者が有する従業者の員数に関する基準の緩和	厚生労働省	神奈川県
560	B	指定居宅介護支援事業者の支援の事業の運営に関する基準の緩和	厚生労働省	神奈川県
561	B	指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準の緩和	厚生労働省	神奈川県
562	B	基準該当居宅介護支援の従業者及び運営に関する基準の緩和	厚生労働省	神奈川県
554	B	社会福祉施設の設備及び運営に関する基準（軽費老人ホームに係る部分）の緩和	厚生労働省	神奈川県
795	B	指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）及び介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準の「従うべき基準」の見直し	厚生労働省	兵庫県 【共同提案】 和歌山県
449	A	指定医療機関等の指定等・「生活保護法」に規定する指定医療機関の指定の移譲	厚生労働省	神奈川県
586	B	地方社会福祉審議会必置規定の廃止	厚生労働省	京都府・大阪府・兵庫県・徳島県
654	A	民生委員委嘱に係る委嘱権限の都道府県への移譲	厚生労働省	福島県
878	B	福祉施設等の設備及び運営、職員員数等に係る従うべき基準の見直し	厚生労働省	栃木県
522	B	指定通所支援に従事する従業者に関する基準の緩和	厚生労働省	神奈川県
523	B	指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準の緩和	厚生労働省	神奈川県
524	B	指定障害児入所施設等に従事する従業者に関する基準の緩和	厚生労働省	神奈川県
525	B	指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準等の緩和	厚生労働省	神奈川県
538	B	基準該当障害福祉サービスの従業者、設備及び運営に関する基準の緩和	厚生労働省	神奈川県
539	B	指定障害福祉サービスに従事する従業者に関する基準の緩和	厚生労働省	神奈川県
540	B	指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準の緩和	厚生労働省	神奈川県
541	B	指定障害者支援施設が有する従業者に関する基準の緩和	厚生労働省	神奈川県

管理番号	区分	提案事項 (事項名)	制度の所管・関係 府省庁	提案団体
542	B	指定障害者支援施設の事業の設備及び運営に関する基準の緩和	厚生労働省	神奈川県
543	B	障害福祉サービス事業、地域活動支援センター及び福祉ホームの設備及び運営に関する基準の緩和	厚生労働省	神奈川県
544	B	障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の緩和	厚生労働省	神奈川県
545	B	指定障害児通所支援事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準の緩和	厚生労働省	神奈川県
546	B	指定障害児入所施設の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準の緩和	厚生労働省	神奈川県
558	B	指定障害福祉サービス事業者の指定に関する基準のうち申請者の法人格の有無に係る基準の緩和	厚生労働省	神奈川県
796	B	指定通所支援、指定入所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準の「従うべき基準」の見直し	厚生労働省	兵庫県 【共同提案】 和歌山県、鳥取県、徳島県
797	B	指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準のうち「従うべき基準」の見直し	厚生労働省	兵庫県 【共同提案】 和歌山県、鳥取県、徳島県
41	B	基準病床数を算定する際の加減算の容認	厚生労働省	愛知県
139	B	特例により病床の新設・増床ができる事情の基準の緩和	厚生労働省	埼玉県、福井県、静岡県、愛知県、奈良県、兵庫県、鳥取県、全国知事会
140	B	特例により病床の新設・増床ができる病床の種別の基準の緩和	厚生労働省	埼玉県、福井県、三重県、全国知事会
275	B	基準病床数の算定基準等の緩和	厚生労働省	埼玉県
548	B	病院等の病床数算定に当たっての補正の基準の緩和	厚生労働省	神奈川県
549	B	病院及び診療所の既存の病床数を算定する場合の介護老人保健施設に係る入所定員数に関する基準の緩和	厚生労働省	神奈川県
566	B	基準病床数の算定に関する基準の緩和	厚生労働省	神奈川県
792	B	基準病床数の算定における各種規制の緩和	厚生労働省	兵庫県 【共同提案】 京都府、大阪府、鳥取県、徳島県
874	B	基準病床数に関する基準についての都道府県への策定権限の移譲	厚生労働省	さいたま市
847	B	基準病床数算定における都道府県独自加減算方式の導入	厚生労働省	愛媛県
678	A	医療計画等の策定権限等の移譲	厚生労働省	横浜市
848	B	特例病床許可に係る厚生労働大臣同意の廃止	厚生労働省	愛媛県
793	B	病床過剰圏域での新規病床設置に係る厚生労働省との事前協議及び同意の廃止	厚生労働省	兵庫県 【共同提案】 京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県
454	A	医療監視（特定機能病院の指導監督及び緊急時における医療監視）の移譲	厚生労働省	神奈川県
550	B	病院及び診療所の薬剤師の配置に関する基準の緩和	厚生労働省	神奈川県
551	B	病院の従業者に関する基準のうち、医師及び歯科医師以外の従業者の配置に関する基準並びに病院の施設の一部に関する基準の緩和	厚生労働省	神奈川県
552	B	療養病床を有する診療所の従業者に関する基準のうち、医師及び歯科医師以外の従業者の配置に関する基準並びに療養病床を有する診療所の施設の一部に関する基準の緩和	厚生労働省	神奈川県
477	A	補助金の執行等の移譲 ・臨床研修施設（学校法人を含む）への臨床研修費等補助金 ・交付申請の受理・交付決定等	厚生労働省	神奈川県
451	A	医師等の臨床研修施設等の指導監督の移譲	厚生労働省	神奈川県
192	B	保健所長の医師資格要件の緩和	厚生労働省	和歌山県
273	B	保健所長の医師資格要件の緩和	厚生労働省	埼玉県
304	B	保健所長の医師資格要件の緩和	厚生労働省	福島県
383	B	保健所長の資格要件の条例委任（参酌基準化）	厚生労働省	九州地方知事会
571	B	保健所長の医師資格要件の撤廃	厚生労働省	神奈川県
585	B	保健所長の医師資格要件の緩和	厚生労働省	京都府・兵庫県・徳島県
701	B	保健所長の資格要件の条例委任（参酌基準化）	厚生労働省	鹿児島県
363	A	保健所設置市への麻薬免許事務権限の移譲	厚生労働省	広島県
158	B	病床過剰圏域での新規病床設置に係る厚生労働省との事前協議及び同意の廃止	厚生労働省	鳥取県
396	A	児童相談所の設置権限の移譲	厚生労働省	特別区長会
19	A	ハローワークの全面移管	厚生労働省	愛知県
148	A	職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業の都道府県への移譲	厚生労働省	鳥取県、徳島県
190	A	ハローワークの全面移管	厚生労働省	和歌山県、大阪府
236	A	職業安定業務の都道府県への移管	厚生労働省	広島県
263	A	ハローワークの地方移管	厚生労働省	埼玉県
389	A	ハローワーク業務の国から都道府県への移譲	厚生労働省	九州地方知事会
416	A	公共職業安定所（ハローワーク）業務全般の移管	厚生労働省	指定都市市長会
465	A	公共職業安定所が行う無料職業紹介事業の移譲	厚生労働省	神奈川県
582	A	ハローワーク業務の都道府県への速やかな移譲	厚生労働省	山形県
688	A	ハローワークの都道府県への移管（特に「わかものハローワーク」等の先行実施）	厚生労働省	大阪府、和歌山県、鳥取県
762	A	ハローワークの都道府県への移管	厚生労働省	兵庫県、大阪府、鳥取県

管理番号	区分	提案事項 (事項名)	制度の所管・関係 府省庁	提案団体
944	A	職業安定業務の都道府県への移管	厚生労働省	中国地方知事会
464	A	国以外が実施している職業紹介事業、労働者派遣事業の監督等の移譲	厚生労働省	神奈川県
945	A	雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等業務の地方（ふるさとハローワーク等）への移譲	厚生労働省	中国地方知事会
149	A	雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等業務の都道府県への移譲	厚生労働省	鳥取県、徳島県
466	A	雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等の移譲	厚生労働省	神奈川県
490	A	雇用対策に取り組む事業者に対する助成の移譲	厚生労働省	神奈川県
462	A	労働保険の保険関係の成立・消滅及び労働保険料等の徴収・経理の移譲	厚生労働省	神奈川県
463	A	労働保険事務組合の業務に係る監督の移譲	厚生労働省	神奈川県
493	A	両立支援に取り組む事業者への助成の移譲	厚生労働省	神奈川県
483	A	個別労働関係紛争の解決の促進に関する事務の移譲	厚生労働省	神奈川県
547	B	食品衛生検査施設の設備及び職員配置に関する基準の緩和	厚生労働省	神奈川県
450	A	養成施設の指定の移譲（栄養士）	厚生労働省	神奈川県
116	B	補助金返還要件の緩和（各省庁の財産処分基準の見直し）	厚生労働省	三豊市
341	B	水道資産の有効活用のための有償譲渡に係る国庫補助金返還免除	厚生労働省	奈良県
900	A	都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）について、都道府県への財源・権限の移譲（セーフティネット支援対策等事業費補助金（地域福祉等推進特別支援事業の小地域福祉活動推進事業））	厚生労働省	埼玉県
901	A	都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）について、都道府県への財源・権限の移譲（次世代育成支援対策施設整備交付金（児童館関係））	厚生労働省	埼玉県
902	A	都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）について、都道府県への財源・権限の移譲（がん検診推進事業（女性特有のがん検診推進事業））	厚生労働省	埼玉県
903	A	都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）について、都道府県への財源・権限の移譲（セーフティネット支援対策等事業費補助金（安心生活基盤構築事業））	厚生労働省	埼玉県
904	A	都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）について、都道府県への財源・権限の移譲（地域生活支援事業費補助金）	厚生労働省	埼玉県
905	A	都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）について、都道府県への財源・権限の移譲（障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱）	厚生労働省	埼玉県
906	A	都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）について、都道府県への財源・権限の移譲（働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業）	厚生労働省	埼玉県
907	A	都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）について、都道府県への財源・権限の移譲（障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金）	厚生労働省	埼玉県
908	A	都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）について、都道府県への財源・権限の移譲（介護保険事業費補助金）	厚生労働省	埼玉県
909	A	都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）について、都道府県への財源・権限の移譲（紹介予定派遣活用型正社員就職応援事業（通称：若者キャリア応援制度））	厚生労働省	埼玉県
910	A	都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）について、都道府県への財源・権限の移譲（事業所内保育施設設置・運営等支援助成金）	厚生労働省	埼玉県
455	A	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	経済産業省、農林水産省	神奈川県
595	B	市町村営ほ場整備事業における換地計画認可について	農林水産省	京都府・徳島県
131	A	林野庁以外が所管する国有保安林（重要流域の1号～3号保安林は除く）の指定の解除権限の都道府県知事への移譲	農林水産省（林野庁）	岩手県
228	A	林野庁所管外の国有林における保安林の指定解除権限に係る都道府県への移譲	農林水産省（林野庁）	宮城県
613	B	保安林内作業（土地の形質の変更）許可の一部廃止	農林水産省（林野庁）	長崎県
971	B	市町村が施行者となる公益的な事業の用地として供する場合の保安林指定解除の取扱い	農林水産省（林野庁）	全国町村会
625	B	国補助事業における事業主体要件を林業者2戸以上に緩和すること	農林水産省（林野庁）	長崎県
926	B	都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）について、都道府県の判断に基づく交付等による自由度向上（分収林契約適正化事業）	農林水産省（林野庁）	埼玉県
73	B	農地の法面や畦畔に太陽光発電パネルを設置する場合の許可期限の延長	農林水産省	山梨県
134	B	中山間地域における「農業生産法人要件」の緩和	農林水産省	長岡市
596	B	遊休農地等の権利移動に係る許可要件（下限面積要件）の撤廃	農林水産省	京都府
712	B	市町村が農地を取得する際、許可不要にすることについて	農林水産省	近江八幡市
76	B	耕作放棄地再生利用緊急対策事業の補助要件の見直し	農林水産省	松山市
627	B	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金における簡易な基盤整備の緩和	農林水産省	長崎県
754	B	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金に係る交付事務手続きの簡素化	農林水産省	兵庫県・大阪府・徳島県
911	B	都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）について、都道府県の判断に基づく交付等による自由度向上（耕作放棄地再生利用緊急対策交付金）	農林水産省	埼玉県
111	B	中央卸売市場業務にかかる業務規程に関して、農林水産大臣の認可を一部の事項につき事後報告とすること	農林水産省	仙台市
166	B	学校給食用牛乳の供給価格及び供給事業者決定に係る制度見直し	農林水産省	鳥取県
182	B	畜産公共事業による畜舎整備の工事費単価の上限（H11年3月）の見直し	農林水産省	秋田県
293	B	農事組合法人の事業要件の緩和	農林水産省	三重県
327	B	野菜価格安定対策事業の産地指定における共同出荷割合の見直し	農林水産省	大分県・長崎県
858	B	野菜価格安定対策事業における共同出荷割合の見直し	農林水産省	愛媛県
611	B	野菜生産出荷安定法施行令の対象出荷期間の緩和	農林水産省	長崎県
393	B	農業青年給付金の年齢要件の緩和	農林水産省	九州地方知事会
641	B	青年就職給付金の要件緩和	農林水産省	長崎県
420	A	農用地区域内における開発行為の許可権限の移譲	農林水産省	指定都市市長会

管理番号	区分	提案事項 (事項名)	制度の所管・関係 府省庁	提案団体
716	B	農振農用地区域からの除外に係る都道府県知事への届出制への緩和	農林水産省	聖籠町
750	B	「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」の指定地域における要配慮者施設等移転に係る、農振除外の要件緩和	農林水産省	豊橋市
877	B	灌がい排水施設更新事業の土地改良事業に係る農振除外の要件緩和	農林水産省	近江八幡市
431	B	鳥獣被害防止総合対策交付金の採択要件の緩和について	農林水産省	立山町
609	B	強い農業づくり交付金事業（国庫補助事業）の要件の明確化	農林水産省	長崎県
618	B	強い農業づくり交付金の要件緩和	農林水産省	長崎県
619	B	強い農業づくり交付金の要件緩和	農林水産省	長崎県
859	B	強い農業づくり交付金の採択要件の緩和	農林水産省	愛媛県
621	B	強い農業づくり交付金における農業用機械の補助対象化	農林水産省	長崎県
643	B	肉用牛施設整備事業における要件の緩和	農林水産省	長崎県
620	B	「農業用機械施設補助の整理合理化について」等の見直し	農林水産省	長崎県
642	B	経営転換協力の交付要件の緩和	農林水産省	長崎県
696	B	生産緑地における農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業法に基づく農地賃借を可能とすること	農林水産省	大阪府・兵庫県
719	A	六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定	農林水産省	徳島県・兵庫県
727	B	大豆・麦等生産体制緊急整備事業の簡素化	農林水産省	徳島県
736	B	たい肥舎等建築コストガイドライン（H19年2月）の上限単価の見直し	農林水産省	秋田県
753	B	攻めの農業実践緊急対策事業に係る補助金交付事務手続きの簡素化	農林水産省	兵庫県・大阪府・徳島県
817	B	農業委員の選挙制度を廃止し、市町村長による選任制度に一元化	農林水産省	兵庫県
920	B	都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）について、都道府県の判断に基づく交付等による自由度向上（鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金）	農林水産省	埼玉県
921	B	都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）について、都道府県の判断に基づく交付等による自由度向上（燃油価格高騰緊急対策）	農林水産省	埼玉県
924	B	都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）について、都道府県の判断に基づく交付等による自由度向上（国産花きイノベーション推進事業）	農林水産省	埼玉県
738	B	特定外来生物の防除活動の手続きの見直し	環境省、農林水産省	豊田市
10	B	かんがい用水の目的外利用における申請手続き及び財産の処分等承認基準の緩和	国土交通省、農林水産省	新見市
170	B	農林水産省（林野庁及び水産庁を除く）が所管する農山漁村地域整備交付金以外の補助公共事業の繰越及び翌債の手續に関する事務の委任	農林水産省	鳥取県・京都府・徳島県
949	B	農林水産省（林野庁及び水産庁を除く）が所管する農山漁村地域整備交付金以外の補助公共事業の繰越及び翌債の手續に関する事務の委任	農林水産省	中国地方知事会
608	B	水産基盤整備事業の実施要領の改正による計画変更事務の簡素化	農林水産省（水産庁）	長崎県
612	B	農業競争力強化基盤整備事業・農地整備事業・中山間地域型にかかる採択要件の一部（水田要件）撤廃	農林水産省	長崎県
623	B	水利施設整備事業（排水対策特別型）の要件緩和	農林水産省	長崎県
615	B	治山事業の採択要件の緩和	農林水産省（林野庁）	長崎県
622	B	かんがい排水事業で建設した農業用ダム用水の利用緩和	農林水産省	長崎県
644	B	土地改良事業にかかる非農用地の編入要件緩和	農林水産省	長崎県
695	B	都市部における小規模集約農地の生産基盤整備に係る支援	農林水産省	大阪府・兵庫県
97	B	沿岸漁業改善資金に係る支払猶予措置等の適用等の条件の緩和	農林水産省（水産庁）	岡山県
98	B	産地水産業強化支援事業における施設の改築に係る便益の算定方法（強い水産業づくり交付金費用・便益分析要領）の見直し	農林水産省（水産庁）	岡山県
378	B	水産多面的機能発揮対策交付金事業の制度及び手続きの見直し	農林水産省	九州地方知事会
379	B	漁業近代化資金の償還期限の延長	農林水産省	九州地方知事会
818	B	都道府県資源管理指針の策定・変更の際に必要なとされる水産庁長官への協議の廃止	農林水産省（水産庁）	兵庫県 【共同提案】 京都府、大阪府、和歌山県、徳島県
607	B	漁船登録事務にかかる水産庁報告の簡素化	農林水産省（水産庁）	長崎県・大分県・宮崎県・沖縄県・山口県
927	B	都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）について、都道府県の判断に基づく交付等による自由度向上（水産多面的機能発揮対策事業交付金）	農林水産省（水産庁）	埼玉県
168	B	保安林解除に係る国への協議の廃止	農林水産省（林野庁）	鳥取県・京都府・大阪府・徳島県
194	B	都道府県知事権限の保安林（重要流域以外）の指定の解除に際しての大臣協議（同意）の廃止	農林水産省（林野庁）	和歌山県
229	B	保安林の指定解除に係る国の同意協議の廃止	農林水産省（林野庁）	宮城県
245	B	保安林解除に係る農林水産大臣への協議の廃止	農林水産省（林野庁）	広島県
819	B	知事権限に係る保安林解除（1ha又は5ha以上）に際しての大臣協議の廃止	農林水産省（林野庁）	兵庫県 【共同提案】 京都府、大阪府、徳島県
964	B	保安林解除に係る農林水産大臣への協議の廃止	農林水産省（林野庁）	中国地方知事会
193	A	重要流域における民有林の保安林の指定・解除及び指定施業要件の変更に係る事務・権限の移譲	農林水産省（林野庁）	和歌山県・京都府・大阪府

管理番号	区分	提案事項 (事項名)	制度の所管・関係 府省庁	提案団体
198	A	保安林の指定、解除等の権限の移譲	農林水産省（林野庁）	奈良県
206	A	民有保安林の指定・解除等事務・権限の移譲	農林水産省（林野庁）	青森県
333	A	保安林の指定・解除の一部移譲	農林水産省（林野庁）	群馬県
809	A	大臣権限に係る保安林指定及び解除の権限の都道府県知事への移譲	農林水産省（林野庁）	兵庫県 【共同提案】 京都府、大阪府、徳島県
37	B	地域森林計画に係る農林水産大臣の協議、同意の廃止	農林水産省（林野庁）	愛知県
301	B	都道府県が定める地域森林計画に係る国への協議、同意の廃止	農林水産省（林野庁）	福島県
889	A	地域資源活用に関する事務・権限の都道府県への移譲	経済産業省、農林水産省	埼玉県
57	B	過疎地域自立促進方針に係る関係大臣の協議、同意の廃止	総務省、農林水産省、国土交通省	愛知県
227	B	過疎地域自立促進市町村計画の変更に係る協議の一部簡略化	総務省、農林水産省、国土交通省	宮城県
374	B	農村地域工業等導入促進法の適用人口要件の緩和	農林水産省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省	九州地方知事会
243	B	農林業等活性化基盤整備計画の作成・変更する場合の都道府県知事への協議・同意の廃止	農林水産省、国土交通省、総務省	広島県
805	B	区域区分に関する都市計画決定にかかる農林水産大臣への協議の廃止	国土交通省、農林水産省	兵庫県 【共同提案】 大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県
925	A	都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）について、都道府県への財源・権限の移譲（地域材利活用増強戦略プロジェクト）	農林水産省（林野庁）	埼玉県
717	B	農地転用基準の緩和	農林水産省	聖籠町
124	B	転用許可基準の条例委任	農林水産省	松前町
747	B	市町村に対する農地転用制限の緩和	農林水産省	豊橋市
202	B	農地法の改正 市町村が独自の事業を計画した場合の「農地法」に係る許可基準の緩和	農林水産省	瑞穂市
207	B	農地転用許可基準の一部条例委任	農林水産省	木津川市
142	B	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第1項第27号に基づく計画（27号計画）の要件緩和	農林水産省	佐賀市
203	B	農業振興地域の整備に関する法律（農振法）の改正 市町村が独自の事業を計画した場合の「農業振興地域の整備に関する法律（農振法）」に係る手続きの簡素化	農林水産省	瑞穂市
208	B	農用地区域指定基準の一部条例委任	農林水産省	木津川市
755	A	産地活性化総合対策事業に係る補助金交付事務の都道府県への移譲	農林水産省	兵庫県・徳島県
756	A	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金に係る交付事務の都道府県への移譲	農林水産省	兵庫県・大阪府・徳島県
915	A	都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）について、都道府県への財源・権限の移譲（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金）	農林水産省	埼玉県
757	A	都市農村共生・対流総合対策交付金に係る交付事務の都道府県への移譲	農林水産省	兵庫県・大阪府・徳島県
918	A	都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）について、都道府県への財源・権限の移譲（都市農村共生・対流総合対策交付金）	農林水産省	埼玉県
758	A	「農」のある暮らしづくり交付金に係る交付事務の都道府県への移譲	農林水産省	兵庫県・大阪府・徳島県
917	A	都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）について、都道府県への財源・権限の移譲（「農」のある暮らしづくり交付金）	農林水産省	埼玉県
759	A	経営所得安定対策等に係る「水田活用の直接支払交付金」交付事務の国から都道府県への移譲	農林水産省	兵庫県
760	A	経営所得安定対策等に係る「米の直接支払交付金」交付事務の国から都道府県への移譲	農林水産省	兵庫県
761	A	日本食・食文化魅力発信プロジェクト 日本食の魅力発見・利用促進事業のうち「食のモデル地域育成事業」に係る交付事務の都道府県への移譲	農林水産省	兵庫県
919	A	都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）について、都道府県への財源・権限の移譲（食のモデル地域育成事業）	農林水産省	埼玉県
912	A	都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）について、都道府県への財源・権限の移譲（汚水処理施設整備交付金）	農林水産省、国土交通省、環境省	埼玉県
913	A	都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）について、都道府県への財源・権限の移譲（農業基盤整備促進事業）	農林水産省	埼玉県
914	A	都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）について、都道府県への財源・権限の移譲（環境保全型農業直接支援対策交付金）	農林水産省	埼玉県
922	A	都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）について、都道府県への財源・権限の移譲（果樹経営支援対策事業）	農林水産省	埼玉県
923	A	都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）について、都道府県への財源・権限の移譲（茶改植等支援事業）	農林水産省	埼玉県
775	A	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	農林水産省、環境省、経済産業省	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県
975	A	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	農林水産省、環境省、経済産業省	関西広域連合

管理番号	区分	提案事項 (事項名)	制度の所管・関係 府省庁	提案団体
979	A	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	農林水産省、環境省、経済産業省	鳥取県
27	A	農商工連携に関する事務の都道府県への移譲	経済産業省、農林水産省	愛知県
851	A	農商工等連携促進法に基づく計画認定等の事務及び財源の都道府県への移譲	経済産業省、農林水産省	愛媛県
368	A	省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収、立入検査の都道府県への権限移譲	経済産業省、農林水産省、国土交通省	九州地方知事会
510	A	「総合効率化計画」の認定、報告徴収、取消、確認事務等の国から都道府県への移譲	国土交通省、経済産業省、農林水産省	神奈川県
138	A	農地制度のあり方について	農林水産省	全国知事会、全国市長会、全国町村会
292	A	農地制度のあり方について	農林水産省	三重県
16	A	農地転用許可権限の移譲	農林水産省	飯田市
20	A	農地転用許可(4ha超)権限の移譲	農林水産省	愛知県
80	A	全ての市町村に転用許可権限を移譲	農林水産省	松前町
91	A	農地転用の許可等に関する事務・権限の移譲	農林水産省	佐賀県
100	A	農地転用許可権限の市町村への移譲	農林水産省	岡山県
121	A	4haを超える農地に係る転用許可権限の移譲	農林水産省	静岡県
143	A	農地転用に係る事務・権限の市町村への移譲	農林水産省	佐賀市
151	A	農地転用の農林水産大臣及び都道府県知事の許可権限の市町村への移譲	農林水産省	鳥取県・大阪府
195	A	面積が4ha以上の農地転用許可権限を都道府県知事に権限移譲	農林水産省	和歌山県・大阪府
197	A	農地転用の農林水産大臣許可権限を都道府県に移譲	農林水産省	奈良県
212	A	4ha超の農地転用許可に係る権限の市町村への移譲	農林水産省	磐田市
225	A	農地転用の許可等に関する事務・権限の移譲	農林水産省	三重県
234	A	4ヘクタールを超える農地転用の農林水産大臣の許可権限の都道府県知事への移譲	農林水産省	広島県
262	A	農地転用許可の移譲	農林水産省	埼玉県
300	A	農地転用等に関する知事・農林水産大臣の許可権限の市町村への移譲	農林水産省	福島県
313	A	農地転用の許可権限の国から都道府県への移譲	農林水産省	熊本県
347	A	農地転用に関する知事・農林水産大臣の許可権限の市町村への移譲	農林水産省	大分市
417	A	農地転用の許可権限の移譲	農林水産省	指定都市市長会
439	A	農地転用の権限移譲	農林水産省	岐阜県
468	A	農地の転用に関する事務の国からの権限移譲	農林水産省	神奈川県
672	A	4haを超える農地転用に対する農林水産大臣許可を県知事に権限移譲	農林水産省	須崎市
703	A	4ヘクタールを超える農地転用に係る都道府県知事への許可権限の移譲	農林水産省	鹿児島県
720	A	農地の転用に関する事務	農林水産省	徳島県・大阪府
752	A	大臣許可を要する農地転用許可権限(4ha超)の都道府県への移譲	農林水産省	兵庫県・大阪府
935	A	農地転用の許可等に関する事務・権限の移譲	農林水産省	三重県
38	B	2ha超4ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議の廃止	農林水産省	愛知県
120	B	2haを超え4ha以下の農地に係る転用許可等に係る農林水産大臣との協議の廃止	農林水産省	静岡県
178	B	農地転用の許可に対する農林水産大臣協議の廃止	農林水産省	佐賀県
181	B	農地転用許可に係る農林水産大臣の協議の廃止	農林水産省	秋田県
196	B	面積が2ha超4ha以下の農地転用許可にかかる農林水産大臣協議の廃止	農林水産省	和歌山県・大阪府
199	B	農地転用許可事務に関する農林水産大臣への協議の廃止	農林水産省	岡山県
213	B	2ha超4ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣協議の廃止	農林水産省	磐田市
314	B	2ha超から4ha以下の国への協議の廃止	農林水産省	熊本県
673	B	2haを超え4ha以下の農地転用に対する農林水産大臣の協議廃止	農林水産省	須崎市
778	B	知事許可案件である農地転用(2ha超4ha以下)の許可に際しての大臣協議の廃止	農林水産省	兵庫県 【共同提案】 大阪府
885	B	農地転用許可に係る協議の廃止	農林水産省	埼玉県
936	B	農地転用の許可等に関する国への協議の廃止	農林水産省	三重県
938	B	2ha超から4ha以下の農地転用許可を知事が行う際に義務付けされた国との協議の廃止	農林水産省	福島県
983	B	2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議の廃止	農林水産省	鹿児島県
984	B	2ヘクタールを超える農地転用の都道府県知事許可に係る農林水産大臣への協議の廃止	農林水産省	広島県
985	B	農地転用に係る農林水産大臣への協議を廃止	農林水産省	岐阜県
987	B	農地の転用に関する事務	農林水産省	徳島県・大阪府
988	B	農地転用許可にかかる大臣協議の廃止	農林水産省	奈良県
989	B	2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議の廃止	農林水産省	大分市
993	B	農地転用に係る農林水産大臣への協議の廃止	農林水産省	鳥取県・大阪府
986	B	農地の転用に関する事務の国の関与の廃止	農林水産省	神奈川県
14	B	農地の転用に係る都道府県農業会議への諮問の廃止	農林水産省	燕市
133	B	都道府県農業会議への諮問の義務付けの廃止	農林水産省	長岡市
200	B	農地転用許可事務に関する農業会議の意見聴取の廃止	農林水産省	岡山県
214	B	県農業会議の意見聴取の廃止	農林水産省	磐田市
418	B	農地転用の許可にあたり都道府県農業会議への意見聴取の廃止	農林水産省	指定都市市長会
990	B	農地の転用に係る都道府県農業会議への諮問の廃止	農林水産省	大分市
39	B	農業振興地域整備基本方針に係る農林水産大臣の協議、同意の廃止	農林水産省	愛知県
102	B	農業振興地域整備基本方針を策定・変更する場合の農林水産大臣への協議の廃止	農林水産省	岡山県

管理番号	区分	提案事項 (事項名)	制度の所管・関係 府省庁	提案団体
164	B	農業振興地域整備基本方針を策定・変更する場合の農林水産大臣への協議の廃止	農林水産省	鳥取県・京都府・徳島県
250	B	農業振興地域整備基本方針を策定・変更する場合の農林水産大臣への協議の廃止	農林水産省	広島県
802	B	農業振興地域整備基本方針変更に係る農林水産大臣への協議の廃止	農林水産省	兵庫県 【共同提案】 徳島県
17	B	農業振興地域の整備に関する法律に基づいた市町村計画のうち、農用地区域の設定・変更については、都道府県知事の同意を不要とする。	農林水産省	飯田市
101	B	農業振興地域整備計画を策定・変更する場合の都道府県知事への協議の廃止	農林水産省	岡山県
105	B	農用地利用計画に係る都道府県知事への協議及び同意を廃止	農林水産省	栃木市
132	B	農用地利用計画に係る都道府県との同意・協議の廃止等	農林水産省	長岡市
165	B	農業振興地域整備計画を策定・変更する場合の農用地区域の設定・変更に係る都道府県知事への協議の廃止	農林水産省	鳥取県・大阪府・徳島県
211	B	農用地利用計画の変更等の際の都道府県知事への協議・同意の撤廃	農林水産省	磐田市
251	B	農業振興地域整備計画を策定・変更する場合の都道府県知事への協議の廃止	農林水産省	広島県
682	B	農業振興地域制度の農用地利用計画の策定・変更に係る県の同意の廃止	農林水産省	横浜市
748	B	農業振興地域整備計画にかかる県の同意の廃止	農林水産省	豊橋市
876	B	県知事の協議・同意を必要とする農業振興地域整備計画農用地利用計画の見直しについて	農林水産省	近江八幡市
991	B	農用地利用計画の変更等の際の都道府県知事への協議・同意の廃止	農林水産省	大分市
992	B	農用地利用計画の策定、変更にかかる知事への協議・同意の廃止	農林水産省	指定都市市長会
419	A	農業振興地域の指定、区域の変更等の事務権限の移譲	農林水産省	指定都市市長会
863	A	農業振興地域の指定権限の移譲	農林水産省	さいたま市
216	B	耕作放棄地を再生した場合、一定の割合の面積について同一市域内で農振除外・農地転用を認めること。	農林水産省	新潟市
40	B	農家レストランの農用地区域内設置の容認	農林水産省	愛知県
141	B	農用地区域内への農家レストランの設置に係る基準の緩和	農林水産省	北海道、青森県、山形県、群馬県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、奈良県、鳥取県、岡山県、山口県、徳島県、熊本県、全国知事会
169	B	農用地区域内への農家レストランの設置の容認	農林水産省	鳥取県
579	B	農地等への権利設定等における全部効率利用要件の緩和	農林水産省	長野県
746	B	「施設園芸用地等の取扱いについて」の改正	農林水産省	豊橋市
71	A	創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲	経済産業省、総務省	山梨県
391	A	創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲	経済産業省、総務省	九州地方知事会
699	A	創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲	経済産業省、総務省	大阪府、京都府、兵庫県、徳島県
369	A	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限の移譲	経済産業省	九州地方知事会
507	A	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電の認定権限等の都道府県への移譲	経済産業省	神奈川県
277	B	水素ステーションの設置に係る高圧ガス保安法令等の見直し	経済産業省、国土交通省、総務省 (消防庁)	埼玉県
252	A	小規模事業者支援法に基づく経営発達支援計画に係る経済産業大臣の認定権限の都道府県への移譲	経済産業省	広島県
367	A	大規模小売店舗の新設等の届出に係る基準面積等の条例制定権限の市町村への移譲	経済産業省	広島県
498	A	官公需対策に関する事務の都道府県への権限移譲	経済産業省	神奈川県
580	A	中小企業者に対するセーフティネット保証に係る地域指定の都道府県知事への移譲	経済産業省	長野県
584	B	都道府県が行うJA等に対する計量証明事業の登録に係る規制緩和	経済産業省	北海道
634	B	計量法で定める基準器検査に係る規制緩和	経済産業省	長崎県
766	A	中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援事業）の都道府県への移譲	経済産業省（中小企業庁）	兵庫県、京都府、徳島県
844	A	液化石油ガス販売事業者の登録等の市町村への権限移譲	経済産業省（資源エネルギー庁）	愛媛県
845	A	電気工事業者の登録等の市町村への権限移譲	経済産業省	愛媛県
428	B	石油貯蔵施設立地対策等交付金の国庫補助事業への充当制限の撤廃	経済産業省（資源エネルギー庁）	苫小牧市、市原市、高石市、山陽小野田市
297	B	研究開発支援制度に基づく補助対象施設の柔軟な活用を図るための経済産業省通知の見直し	経済産業省	三重県
375	B	採石業からの暴力団排除のための採石法の改正	経済産業省（資源エネルギー庁）	九州地方知事会
376	B	砂利採取業からの暴力団排除のための砂利採取法の改正	経済産業省	九州地方知事会
26	A	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲	経済産業省	愛知県
238	A	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲	経済産業省	広島県
358	A	地域産業資源活用事業計画の認定権限の都道府県への移譲	経済産業省	徳島県、兵庫県、鳥取県
472	A	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への権限移譲	経済産業省	神奈川県
594	A	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲	経済産業省	京都府、兵庫県
947	A	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲	経済産業省	中国地方知事会
45	B	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し	経済産業省	愛知県

管理番号	区分	提案事項 (事項名)	制度の所管・関係 府省庁	提案団体
173	B	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し	経済産業省	鳥取県、大阪府、徳島県
370	B	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し	経済産業省	九州地方知事会
474	B	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し	経済産業省	神奈川県
593	B	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し	経済産業省	京都府、大阪府、鳥取県
807	B	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画の策定主体及び大臣協議の見直し	経済産業省	兵庫県、大阪府、鳥取県、徳島県
962	B	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し	経済産業省	中国地方知事会
366	A	工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限の町村への移譲	経済産業省	広島県
715	A	工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限の希望町村への移譲	経済産業省	聖籠町
963	A	工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限の町村への移譲	経済産業省	中国地方知事会
857	B	工場立地法に基づく緑地面積に係る変更届出に関する規制緩和	経済産業省	愛媛県
884	A	第一種フロン類充填回収業者の登録等に係る指定都市への権限移譲	経済産業省、環境省	広島市
424	B	工業用水の用途拡大に関する規制緩和	経済産業省、国土交通省	熊本県、福岡県
64	A	特定家庭用機器再商品化法に基づく権限の広域連合への移譲	経済産業省、環境省	関西広域連合
154	A	特定家庭用機器再商品化法に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	経済産業省、環境省	鳥取県
772	A	特定家庭用機器再商品化法に基づく権限の都道府県への移譲	経済産業省、環境省	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県
773	A	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	環境省、経済産業省	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県
974	A	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	環境省、経済産業省	関西広域連合
978	A	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	環境省、経済産業省	鳥取県
774	A	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	環境省、経済産業省	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県
977	A	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	環境省、経済産業省	関西広域連合
981	A	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	環境省、経済産業省	鳥取県
776	A	資源有効利用促進法に基づく権限の都道府県への移譲	経済産業省	兵庫県、徳島県
976	A	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	経済産業省、環境省	関西広域連合
980	A	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	経済産業省、環境省	鳥取県
22	A	産業クラスターの支援に関する事務の都道府県への移譲	経済産業省	愛知県
24	A	ものづくり高度化支援に関する事務の都道府県への移譲	経済産業省	愛知県
471	A	ものづくり高度化支援に関する事務の都道府県への権限移譲	経済産業省	神奈川県
886	A	革新的なものづくりにチャレンジするための試作品開発・設備投資などの技術開発支援に関する事務・権限の都道府県への移譲	経済産業省	埼玉県
25	A	新連携支援に関する事務の都道府県への移譲	経済産業省	愛知県
982	A	農商工等連携促進法による事業計画の認定権限等の都道府県への移譲	経済産業省、農林水産省	神奈川県
28	A	中小企業再生支援に関する事務等の都道府県への移譲	経済産業省（中小企業庁）	愛知県
768	A	中小企業再生支援に関する事務の都道府県への移譲	経済産業省（中小企業庁）	兵庫県、京都府、和歌山県、徳島県
496	A	産業財産権に関する確認事務（中小企業に対する特許料軽減申請の受付と確認書受付）の都道府県への権限移譲	経済産業省	神奈川県
29	A	地域商店街活性化に関する事務の都道府県への移譲	経済産業省	愛知県
638	A	地域商店街活性化法に基づく商店街活性化事業計画の認定事務の権限委譲	経済産業省	長崎県
668	A	地域商店街活性化地域振興に資する事務の希望市町村への移譲	経済産業省（中小企業庁）	堺市
764	A	地域商店街活性化法に関する認定事務及び地域商業自立促進事業の補助金交付事務の都道府県への移譲	経済産業省	兵庫県、徳島県
887	A	地域の商店街等の活性化支援に関する事務・権限の都道府県への移譲	経済産業省	埼玉県
30	A	JAPANブランド育成支援事業の事務の都道府県への移譲	経済産業省	愛知県
31	A	中心市街地の活性化に関する事務の都道府県への移譲	経済産業省	愛知県
473	A	中心市街地再興戦略事業費補助金（旧：戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金）の交付事務の都道府県への権限移譲	経済産業省	神奈川県
765	A	中心市街地の活性化に関する補助金交付事務等の都道府県への移譲	経済産業省	兵庫県、京都府、徳島県
32	A	企業立地促進に関する事務の都道府県への移譲	経済産業省	愛知県
235	A	商工会議所に係る経済産業大臣の認可権限の都道府県知事への移譲	経済産業省	広島県
334	A	商工会議所に係る経済産業大臣の許認可権限の都道府県への移譲	経済産業省	群馬県

管理番号	区分	提案事項 (事項名)	制度の所管・関係 府省庁	提案団体
494	A	商工会議所に係る経済産業大臣の許認可権限の都道府県への移譲	経済産業省	神奈川県
592	A	商工会議所に係る経済産業大臣の許認可権限の都道府県への移譲	経済産業省	京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県
946	A	商工会議所に係る経済産業大臣の認可権限の都道府県知事への移譲	経済産業省	中国地方知事会
261	A	新たな需要を創造する新商品・サービスを提供するための創業支援に関する事務・権限の都道府県に移譲	経済産業省、経済産業省(中小企業庁)	埼玉県
476	A	省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収、立入検査の都道府県への権限移譲	経済産業省	神奈川県
446	A	割賦販売法に基づく包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収、立入検査の都道府県への権限移譲	経済産業省	神奈川県
456	A	工業標準化法に基づく事業所への立入検査等の都道府県への移譲	経済産業省	神奈川県
469	A	産業クラスターの支援に関する事務の都道府県への権限移譲	経済産業省	神奈川県
470	A	地域技術の振興に関する事務の都道府県への権限移譲	経済産業省	神奈川県
495	A	産業財産権に関する相談事務(知的財産権に関する相談受付、説明会)の都道府県への権限移譲	経済産業省	神奈川県
497	A	地域経済動向の把握及び分析等の事務の都道府県への権限移譲	経済産業省	神奈川県
499	A	商品取引所への立入検査等に関する事務の都道府県への権限移譲	経済産業省	神奈川県
500	A	コンテンツ産業等の振興に関する事務の都道府県への権限移譲	経済産業省	神奈川県
501	A	航空機の関連法令の施行に関する事務の都道府県への権限移譲	経済産業省	神奈川県
502	A	伝統的工芸品産業の振興に関する事務等の都道府県への権限移譲	経済産業省	神奈川県
669	A	地域伝統産業活性化地域振興に資する事務の希望市町村への移譲	経済産業省	堺市
503	A	工業用水道事業法の施行に関する事務(給水開始前の届出、事業休止等)の都道府県への権限移譲	経済産業省	神奈川県
504	A	適切な計量の実施の確保に関する事務・計量法に基づく製造、修理、販売業者等の届出、命令、検査等の都道府県への権限移譲	経済産業省	神奈川県
506	A	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(平9法37)に基づく利用計画の認定権限の移譲	経済産業省	神奈川県
685	A	国が地方自治体を經由せず民間事業者に直接交付している補助金の地方移管	経済産業省	横浜市
852	A	電源立地地域対策交付金交付規則における事業採択及び交付額配分等の都道府県への移譲	経済産業省(資源エネルギー庁)	愛媛県
853	A	石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則における事業採択及び交付額配分等の都道府県への移譲	経済産業省(資源エネルギー庁)	愛媛県
854	A	原子力発電施設立地地域共生交付金交付規則における事業採択及び交付額配分等の都道府県への移譲	経済産業省(資源エネルギー庁)	愛媛県
855	A	核燃料サイクル交付金交付規則における事業採択及び交付額配分等の都道府県への移譲	経済産業省(資源エネルギー庁)	愛媛県
888	A	商工会・商工会議所と一体となった販路開拓に関する事務・権限の都道府県への移譲	経済産業省	埼玉県
939	A	ベンチャー支援に関する事務の都道府県への権限移譲	経済産業省	神奈川県
942	A	新連携支援に関する事務の都道府県への権限移譲	経済産業省	神奈川県
890	A	中小企業・小規模事業者の高度人材育成支援に関する事務・権限の都道府県への移譲	経済産業省	埼玉県
940	A	産学人材育成パートナーシップに関する事務の都道府県への権限移譲	経済産業省	神奈川県
941	A	情報処理の促進に関する事務の都道府県への権限移譲	経済産業省	神奈川県
60	A	国土形成計画法に基づく広域地方計画の策定権限の移譲	国土交通省	関西広域連合
828	A	国土形成計画法に基づく広域地方計画の策定権限の移譲	国土交通省	兵庫県
109	B	都市計画の軽易な変更の見直し	国土交通省	二本松市
675	B	都市計画の軽易な変更の見直し	国土交通省	横浜市
601	A	一部が一般国道または都道府県道になっている市町村道にかかる都市計画決定権限の市町村への移譲	国土交通省	函館市
665	B	開発許可の技術的細目に関して定める条例の自由度の拡大	国土交通省	川崎市
278	B	都市公園の駐車場への太陽光発電施設の設置基準緩和	国土交通省	埼玉県
339	B	都市公園にかかる占有期間の設定の条例委任	国土交通省	北上市
290	B	災害時の応急借上げ住宅に係る入居に関する事務の簡素化	内閣府、国土交通省	京都市
385	B	応急仮設住宅の入居期間の延長	内閣府、国土交通省	九州地方知事会
46	B	二級河川の河川整備基本方針等に係る国土交通大臣への協議の廃止	国土交通省	愛知県
329	B	県が管理する二級河川の河川整備基本方針、河川整備計画の策定に係る国土交通大臣への同意制度の見直し	国土交通省	大分県・佐賀県・長崎県・宮崎県・沖縄県
860	B	一の都道府県で完結する二級河川の水利使用手続円滑化のための国の同意の廃止	国土交通省	愛媛県
360	A	指定区間内の一級河川に係る河川現況台帳を調製する事務・権限の移譲	国土交通省	茨城県
441	B	道路占用許可基準の緩和(道の駅への充電インフラ整備の許可)	国土交通省	岐阜県
78	B	公営住宅における寡婦(夫)控除のみなし適用	国土交通省	松山市
743	B	公営住宅の明渡し請求に係る収入基準の条例委任	国土交通省	豊田市
217	B	備蓄(防災)倉庫の建築確認申請の不要化	国土交通省	全国市長会
218	B	用途地域等内の建築物の制限緩和	国土交通省	全国市長会
515	A	営業所が複数都道府県に跨る業者に係る建設業の許可の移譲	国土交通省	神奈川県
516	A	事務所が複数都道府県に跨る業者に係る宅地建物取引業の免許の移譲	国土交通省	神奈川県
95	B	地方バス路線の運行費補助要件の緩和	国土交通省	岡山県
172	B	地域公共交通確保維持改善事業に係る要件の緩和	国土交通省	鳥取県、京都府、大阪府、徳島県
336	B	地域公共交通確保維持改善事業費補助制度の改善	国土交通省	山武市
343	B	地域公共交通確保維持改善事業における補助要件の緩和や弾力的な運用	国土交通省	香川県

管理番号	区分	提案事項 (事項名)	制度の所管・関係 府省庁	提案団体
435	B	地域公共交通確保維持改善事業（国庫補助）関係の補助要件の緩和	国土交通省	神戸市
842	B	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助要件の緩和	国土交通省	愛媛県
879	B	バス路線の再編を促進するための補助要件の見直し	国土交通省	広島市
457	A	観光振興等に係る事務・権限の都道府県への移譲 (国際観光ホテル整備法に関する事務、観光地域づくり相談窓口)	国土交通省（観光庁）	神奈川県
112	B	都市計画法施行令及び都市計画運用指針の改正	国土交通省	仙台市
113	B	都市計画法の改正	国土交通省	仙台市
254	B	市街化調整区域における開発許可基準の追加	国土交通省	高岡市
344	B	市街化調整区域における開発許可基準の緩和（公共施設跡地利用）	国土交通省	合志市
345	B	市街化調整区域における開発許可基準の緩和（市町村の財政的自立に資する開発）	国土交通省	合志市
709	B	市街化調整区域における開発許可基準の追加	国土交通省	安城市
714	B	区域区分の決定（変更）に係る要件の緩和	国土交通省	聖籠町
180	A	土地収用法に基づく事業認定の権限移譲	国土交通省	佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・沖縄県
279	B	電気自動車用充電器の公園施設としての位置付の付与	国土交通省	埼玉県
384	B	国土利用計画法に基づく土地売買等届出の届出期限の緩和	国土交通省	九州地方知事会
362	A	違反広告物に対する簡易除却等に係る景観行政団体への権限移譲	国土交通省	広島県
442	B	地籍整備推進調査費補助金に係る補助対象地域要件の拡大	国土交通省	岐阜県
646	B	都道府県が行う公共測量の実施・終了時における公示義務、公共測量における永久標識の設置等に係る都道府県事務の廃止	国土交通省	長崎県
655	B	山林の土地境界確認方法の簡素化	国土交通省	大野市
664	B	駐車場法施行令の見直し	国土交通省	川崎市
751	B	都市計画法に基づく開発許可制度運用指針の改訂	国土交通省	豊橋市
871	B	都市計画決定以前の緑地について国庫債務負担行為による先行取得を可能とすること	国土交通省	さいたま市
514	A	運航労務検査の国から都道府県への移譲	国土交通省	神奈川県
380	B	し尿処理施設（環境省）と下水道施設（国土交通省）の統合整備	環境省、国土交通省	九州地方知事会
177	B	地域限定通訳案内士の育成及び確保にかかる事務の都道府県への移譲	国土交通省（観光庁）	鳥取県、徳島県
511	A	倉庫業の登録・指導監督事務等の国から都道府県への移譲	国土交通省	神奈川県
1	B	河川法に基づく流水占用料等の徴収方法を条例で定めることとする規制緩和	国土交通省	佐賀県
361	B	流水占用許可等の手続き及び流水占用料等の徴収の手続きに係る見直し	国土交通省	茨城県
51	B	道路構造基準の条例委任適用範囲の拡大	国土交通省	愛知県
52	B	道路標識設置基準の条例委任適用範囲の拡大	国土交通省	愛知県
302	B	道路法（道路の構造の技術基準、道路標識の基準）の条例委任	国土交通省	福島県
647	B	社会資本整備総合交付金の採択要件の緩和 (港湾改修事業のうち維持補修を対象としたもの（港湾施設改良費統合補助事業）)	国土交通省	長崎県
79	B	社会資本整備総合交付金事業における交付金間の流用について	国土交通省	松山市
87	B	都市公園等の整備に係る交付対象事業要件の緩和	国土交通省	松山市
287	B	老朽化する都市公園の管理に対応した長寿命化対象事業の要件緩和	国土交通省	埼玉県
337	B	社会資本整備総合交付金における補助要件の緩和	国土交通省	尼崎市
583	B	社会資本整備総合交付金交付要綱の要件緩和	国土交通省	山形県
649	B	大規模河川管理施設機能確保事業による交付対象事業の緩和	国土交通省	長崎県
737	B	社会資本整備総合交付金事業の交付要件の緩和	国土交通省	香川県
122	B	河川管理施設長寿命化対策（特定構造物改築事業）の制度拡充について	国土交通省	石川県
650	B	特定構造物改築事業による、管理施設の更新・点検業務の交付金対象事業の緩和	国土交通省	長崎県
652	B	堰堤改良事業による交付対象事業の緩和	国土交通省	長崎県
721	B	「防災・安全交付金」の要件を緩和	国土交通省	徳島県・大阪府・鳥取県・兵庫県
722	B	「防災・安全交付金」の要件を緩和	国土交通省	徳島県・大阪府・鳥取県・兵庫県
723	B	「防災・安全交付金」の要件を緩和	国土交通省	徳島県・大阪府・兵庫県
106	B	駐輪場の設置占用許可要件の緩和	国土交通省	金沢市
107	B	樋門の最小断面の緩和	国土交通省	金沢市
294	B	畜舎等の建築基準等の緩和	国土交通省	三重県
867	B	建築審査会委員任期を定める規定の緩和	国土交通省	さいたま市
651	B	災害復旧事業における採択条件の緩和 (河道の異常埋そく)	国土交通省	長崎県
58	B	ノンステップバス導入に係るバリアフリー化設備等整備事業補助金における計画策定の義務付けの廃止	国土交通省	千葉県
315	B	事務処理特例条例により移譲した場合の市町村から国への協議に係る都道府県の經由の廃止（軌道法部分）	総務省、国土交通省	熊本県
572	B	観光圏整備実施計画の認定基準の緩和	国土交通省（観光庁）	神奈川県
576	B	過疎地域市町村における旅行業登録要件の緩和	国土交通省（観光庁）	長野県
770	A	国有港湾施設の管理権限の国土交通大臣から港湾管理者への移譲	国土交通省	兵庫県、大阪府
880	B	新交通ネットワークにおけるインフラ外施設の整備及び設備更新に対する起債制限の緩和	国土交通省、総務省	広島市
881	B	地域公共交通の利便性向上に資する事業に対する起債制限の緩和	国土交通省、総務省	広島市
210	A	開発行為の許可権限の希望する市町村への移譲	国土交通省	磐田市
221	A	開発行為の許可権限の希望する市町村への移譲	国土交通省	中津市

管理番号	区分	提案事項 (事項名)	制度の所管・関係 府省庁	提案団体
429	A	開発行為の許可権限の希望する市への移譲	国土交通省	東広島市
68	B	町村の都市計画の決定に関する都道府県の同意の廃止	国土交通省	酒々井町
970	B	町村の都市計画の決定に関する都道府県の同意の廃止	国土交通省	全国町村会
117	B	都市公園の保存規定の弾力化	国土交通省	芦別市
340	B	都市公園の保存規定の弾力化	国土交通省	北上市
861	B	地域の実情に応じた事業実施のための公営住宅建替事業の施行要件の一部の廃止等	国土交通省	愛媛県
153	A	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定権限に係る市町村への移譲	国土交通省	鳥取県・徳島県
771	A	都道府県内の供用済の国営公園の都道府県への移譲	国土交通省	兵庫県
70	A	改良住宅の譲渡処分に必要となる国の承認権限を都道府県へ移譲	国土交通省	草津市
409	B	市（特別区を含む）が建築主事を設置する際の都道府県知事同意の廃止	国土交通省	特別区長会
35	B	土地利用基本計画の策定義務の廃止	国土交通省	愛知県
176	B	土地利用基本計画の策定・変更に係る国土交通大臣への協議の意見聴取・報告への変更	国土交通省	鳥取県、京都府、大阪府
246	B	土地利用基本計画の策定・変更に係る国土交通大臣への協議の意見聴取への変更	国土交通省	広島県
718	B	都道府県の土地利用基本計画の変更に係る国土交通大臣への協議の事後報告への変更	国土交通省	栃木県
820	B	土地利用基本計画の変更に係る国土交通大臣への協議の報告への変更	国土交通省	兵庫県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県
967	B	土地利用基本計画の策定・変更に係る国土交通大臣への協議の意見聴取への変更	国土交通省	中国地方知事会
36	B	土地利用審査委員の任命・解任に係る議会の同意の廃止	国土交通省	愛知県
81	A	区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市町村への移譲	国土交通省	松前町
82	A	区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市への移譲	国土交通省	新座市
658	A	区域区分等に関する都市計画の決定権限に係る市への移譲	国土交通省	八王子市
839	A	区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市町村への移譲	国土交通省	茨城町
875	A	区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市町村への移譲	国土交通省	近江八幡市
171	B	一般国道（指定区間外）及び一級河川（指定区間）に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止	国土交通省	鳥取県・京都府・大阪府・徳島県
965	B	一般国道（指定区間外）及び一級河川（指定区間）に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止	国土交通省	中国地方知事会
704	B	指定区間外の国道に関する都市計画決定等に係る国への同意協議の廃止	国土交通省	鹿児島県
175	B	区域区分に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止	国土交通省	鳥取県・大阪府・徳島県
249	B	区域区分等に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止	国土交通省	広島県
599	B	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「区域区分」に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止	国土交通省	京都府・大阪府・徳島県・鳥取県
676	B	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「区域区分」等に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止	国土交通省	横浜市
804	B	「区域区分」、「都市再生特別地区」等に関する都市計画決定における国の同意協議の廃止	国土交通省	兵庫県 【共同提案】 大阪府
966	B	区域区分に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止	国土交通省	中国地方知事会
209	B	市町村の都市計画決定に係る都道府県同意協議の廃止	国土交通省	磐田市
434	B	一の市域内で都市計画区域が完結している指定都市の都市計画決定案件（国同意不要分）に係る都道府県協議の廃止	国土交通省	神戸市
253	A	開発審査会設置の主体の拡大	国土交通省	高岡市
395	A	用途地域等の都市計画決定権限の特別区への移譲	国土交通省	特別区長会
406	A	屋外広告物法に基づく条例制定権限の移譲	国土交通省	特別区長会
50	B	都市計画法の規定に基づく地域の実情に応じた基礎調査の実施	国土交通省	愛知県
93	A	都市計画基礎調査の実施権限の指定都市への移譲	国土交通省	新潟市
598	B	都市計画基礎調査の実施主体及び実施時期の見直し	国土交通省	京都府・徳島県
670	A	一の指定都市の区域を一の都市計画区域とすることによる指定都市の都市計画決定権限の強化	国土交通省	堺市
713	B	地方公共団体が行う市街化調整区域内の開発行為等について開発許可を不要とすること	国土交通省	聖籠町
674	A	都市計画事業の認可権限に係る指定都市への移譲	国土交通省	横浜市
83	A	市施行土地区画整理事業の認可権限の市への移譲	国土交通省	新座市
405	A	区市町村施行を除く区市町村が決定した市街地再開発事業に係る認可権限の区市町村への移譲	国土交通省	特別区長会
48	B	埋立地の権利移転等・用途変更に関する処分制限期間等短縮に係る国土交通大臣の協議の廃止	国土交通省	愛知県
215	B	埋立地の権利移転等に係る都道府県知事の許可に係る国土交通大臣の協議の一部廃止	国土交通省	福島県
803	B	港湾区域内の埋立地に係る権利移転等の許可に関する大臣協議の廃止	国土交通省	兵庫県、京都府、大阪府、徳島県
49	B	埋立地の権利移転等・用途変更に関する処分制限期間等短縮に係る国土交通大臣の協議の廃止	国土交通省	愛知県
408	B	生産緑地指定下限面積の廃止	国土交通省	特別区長会
827	B	生産緑地地区指定の面積要件及び解除要件の緩和	国土交通省	兵庫県
513	A	船員の雇用保険関係事務の国から都道府県への移譲	国土交通省	神奈川県
512	A	船員の職業紹介の国から都道府県への移譲	国土交通省	神奈川県
18	B	特別用途地区の指定に係る国の承認の報告化	国土交通省	狛江市
786	A	建築基準法における特別用途地区等内の建築物に係る市町村等条例による制限緩和の際の承認権限の都道府県への移譲	国土交通省	兵庫県 【共同提案】 和歌山県、徳島県

管理番号	区分	提案事項 (事項名)	制度の所管・関係 府省庁	提案団体
787	A	建築基準法における伝統的建造物群保存地区内の建築物等に係る市町村条例による制限緩和の際の承認権限の都道府県への移譲	国土交通省	兵庫県 【共同提案】 大阪府、徳島県
788	A	建築基準法に定める基準等によらない大規模な建築物等における特殊な避難や構造方法などの構造方法等の認定権限の都道府県への移譲	国土交通省	兵庫県
330	B	自校分とあわせて他校分の給食を作る場合（いわゆる親子方式）の給食施設に係る建築基準法の緩和	国土交通省	八幡市
602	B	自校分とあわせて他校分の給食を作る場合（いわゆる親子方式）の給食施設に係る建築基準法の緩和	国土交通省	宮津市
397	A	延べ面積が1万㎡を超える建築物等に係る建築主事の事務の権限移譲について	国土交通省	特別区長会
398	A	延べ面積が1万㎡を超える建築物等に係る特定行政庁の事務の権限移譲について	国土交通省	特別区長会
459	A	直轄国道の整備や保全に関する計画並びに工事の実施（高規格幹線道路以外の国道）の移譲	内閣府、国土交通省	神奈川県
460	A	直轄国道の管理に関する許認可等（高規格幹線道路以外の国道）の移譲	内閣府、国土交通省	神奈川県
61	A	複数都道府県に跨がる直轄国道・河川に係る権限の移譲	国土交通省	関西広域連合
700	A	複数都道府県に跨る直轄国道・河川に係る権限の移譲	国土交通省	大阪府
829	A	複数都道府県に跨がる直轄国道・河川に係る権限の移譲	国土交通省	兵庫県
697	A	直轄道路の移管路線の維持管理費に関する財源措置	内閣府、総務省、国土交通省	大阪府
769	A	直轄道路・河川の維持管理権限の移譲及び維持管理費の財源を交付金により措置する枠組みの構築	内閣府、国土交通省	兵庫県
821	B	駐車場の外部開放等、公営住宅財産の目的外使用承認の簡素化	国土交通省	兵庫県 【共同提案】 大阪府、徳島県
836	B	公共下水道の設計者等の資格制度の条例委任について	国土交通省	三鷹市
928	A	都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）について、都道府県への財源・権限の移譲（先導的都市環境形成促進事業）	国土交通省	埼玉県
929	A	都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）について、都道府県への財源・権限の移譲（耐震対策緊急促進事業補助金）	国土交通省	埼玉県
930	A	都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）について、都道府県への財源・権限の移譲（スマートウェルネス住宅等推進事業（スマートウェルネス拠点整備事業、スマートウェルネス住宅等推進モデル事業））	国土交通省	埼玉県
931	A	都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）について、都道府県への財源・権限の移譲（集約都市形成支援事業）	国土交通省	埼玉県
932	A	都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）について、都道府県への財源・権限の移譲（都市安全確保促進事業費補助金交付要綱）	国土交通省	埼玉県
933	A	都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）について、都道府県への財源・権限の移譲（民間まちづくり活動促進事業）	国土交通省	埼玉県
34	A	旅客自動車運送事業（バス・タクシー事業）の許認可等の地方運輸局から都道府県への移譲 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（バス路線維持に限る）による助成事務の地方運輸局から都道府県への移譲	国土交通省	愛知県
152	A	旅客自動車運送事業にかかる許認可等の権限の地方運輸局から都道府県への移譲	国土交通省	鳥取県、京都府、大阪府
265	A	旅客自動車運送事業（バス事業）の許認可等の地方運輸局から都道府県への移譲 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（バス路線維持等に限る）による助成事務の地方運輸局から都道府県への移譲	国土交通省	埼玉県
407	A	一般乗合旅客自動車運送事業の運行許可権限の地方運輸局から区市町村への移譲	国土交通省	特別区長会
54	B	市町村運営有償運送（交通空白輸送）の路線を定める義務の廃止又は過疎地有償運送の主体に市町村を追加ならびに自家用有償運送（市町村運営有償運送及び過疎地有償運送）の用途に旅行者の輸送を追加	国土交通省	愛知県
325	B	過疎地有償運送等自家用有償旅客運送の実施に係る要件の緩和	国土交通省	萩市
575	A	小規模旅客自動車運送事業の事務・権限を地方運輸局から都道府県知事等に移譲	国土交通省	長野県
47	B	港湾施設に係る国土交通大臣認定の廃止	国土交通省	愛知県
303	B	港湾施設に係る国土交通大臣の認定の一部廃止	国土交通省	福島県
597	B	港湾施設に係る国土交通大臣の認定の廃止	国土交通省	京都府、大阪府、徳島県
810	A	港湾区域の設定に関する国土交通大臣の同意権限の都道府県への移譲及び国への届出の廃止	国土交通省	兵庫県、京都府、大阪府、徳島県
811	A	港湾区域及び臨港地区以外の施設を港湾施設と認定する権限の国土交通大臣から都道府県への移譲	国土交通省	兵庫県、大阪府、徳島県
62	A	観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限の国から広域連合への移譲	国土交通省（観光庁）	関西広域連合
830	A	観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限の国から関西広域連合への移譲	国土交通省（観光庁）	兵庫県
509	A	国際観光振興の事務 （ビジット・ジャパン地方連携事業）の国から都道府県への移譲	国土交通省（観光庁）	神奈川県
458	A	地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金の国から都道府県及び市町村への移譲	国土交通省	神奈川県
475	A	地域公共交通確保維持事業補助金の国から都道府県及び市町村への移譲	国土交通省	神奈川県
267	A	有害鳥獣の捕獲許可等の市町村への移譲	環境省	埼玉県
268	A	鳥獣飼養の登録の市町村への移譲	環境省	埼玉県
269	A	販売禁止鳥獣の販売許可等の市町村への移譲	環境省	埼玉県
352	B	狩猟免許の有効期間の延長	環境省	徳島県、兵庫県
617	B	狩猟免許の有効期間の延長	環境省	長崎県
740	B	騒音規制法に係る特定施設の届出制度の廃止等	環境省	豊田市
741	B	振動規制法に係る特定施設の届出制度の廃止等	環境省	豊田市

管理番号	区分	提案事項 (事項名)	制度の所管・関係 府省庁	提案団体
115	B	一般廃棄物収集運搬業の許可期間の延長	環境省	三豊市
846	B	複数の都道府県にまたがる産業廃棄物収集運搬業等の許可に係る規制緩和	環境省	愛媛県
220	B	循環型社会形成推進交付金（廃焼却施設解体及び廃棄物処理施設の改良等）の補助要件の緩和	環境省	尼崎市
258	B	循環型社会形成推進交付金（廃焼却施設解体）の補助要件の緩和	環境省	豊橋市 原ごみ処理広域化 ブロック会議
872	B	循環型社会形成推進交付金（廃焼却施設解体及び廃棄物処理施設の改良等）の補助要件の緩和	環境省	さいたま市
359	B	浄化槽設置整備事業に係る単独処理浄化槽の撤去補助要件の撤廃	環境省	茨城県
640	B	産業廃棄物処理に係る規制緩和	環境省	長崎県
659	A	環境影響評価法に基づく方法書等についての指定都市から事業者への意見提出機会の拡大	環境省	川崎市
130	B	再生可能エネルギー導入地方公共団体支援基金事業に係る対象事業の要件緩和	環境省	岩手県
266	A	浄化槽法に基づく設置届出等の受理、保守点検等の指導権限の市への移譲	環境省	埼玉県
635	B	浄化槽保守点検業の登録制度の合理化	環境省	長崎県
400	A	ダイオキシン類発生施設設置届出等受理に関する事務の移譲	環境省	特別区長会
401	A	特定事業者からの公害防止管理者等の選任届受理に関する事務の移譲	環境省	特別区長会
402	A	排出水の排出の規制及び水質の汚濁の状況の監視等に関する事務の移譲	環境省	特別区長会
403	A	ばい煙の排出規制、粉じんに関する監視等に関する事務の移譲	環境省	特別区長会
404	A	土壌汚染状況調査、指定地域の指定及び土壌汚染による健康被害の防止措置に関する事務の移譲	環境省	特別区長会
381	A	汚水処理施設（浄化槽）に係る循環型社会形成推進交付金及び汚水処理施設整備交付金の交付決定事務・権限の都道府県への移譲	環境省、内閣府	九州地方知事会
65	A	国立公園に係る管理権限の移譲	環境省	関西広域連合
777	A	国立公園事務に関する環境大臣権限の所在都道府県への移譲	環境省	兵庫県、徳島県
96	B	瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可手続の見直し	環境省	岡山県
956	B	瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可手続の見直し	環境省	中国地方知事会
239	B	水質汚濁防止法に基づく総量削減計画の策定における環境大臣の同意協議の廃止	環境省	広島県
825	B	水質汚濁防止法に基づく総量削減計画の策定に係る環境大臣の同意協議の廃止	環境省	兵庫県、大阪府、和歌山 県、徳島県
957	B	水質汚濁防止法に基づく総量削減計画の策定における環境大臣の同意協議の廃止	環境省	中国地方知事会
240	B	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく都道府県分別収集促進計画の策定義務の廃止	環境省	広島県
447	A	環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成18年環境省令第3号）第25条第1項に規定する申請等の経由に係る事務の移譲	環境省	神奈川県
739	B	廃棄物処理施設等の設置許可に当たっての立地基準等の条例委任	環境省	豊田市
824	B	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に基づく総量削減計画の策定における環境大臣への協議の廃止	環境省	兵庫県、大阪府
934	A	生物多様性保全推進支援事業に関する事務の都道府県への移譲	環境省	埼玉県
260	A	防衛大臣への自衛隊の災害派遣要請の権限を都道府県から指定都市へ移譲	防衛省、内閣府、 総務省（消防庁）	相模原市・浜松市
430	A	自衛隊災害派遣要請権限の市長への付与	防衛省、内閣府、 総務省（消防庁）	郡山市
628	A	自衛隊に対する災害派遣の要請手続きの都道府県知事から市町村長への権限移譲	防衛省、内閣府、 総務省（消防庁）	長崎県
683	A	自衛隊の災害派遣要請権限の全市長への移譲	防衛省、内閣府、 総務省（消防庁）	横浜市
390	B	社会保障・税番号制度における個人番号利用事務の拡大	内閣官房、総務省	九州地方知事会
296	B	国際戦略総合特区にかかる区域指定方法の運用見直し	内閣官房、内閣府	三重県
350	B	総合特区推進調整費の使途等に関する基準の要件緩和	内閣官房、内閣府	徳島県・京都府・大阪 府・兵庫県・鳥取県
392	B	総合特区推進調整費の申請手続きの簡素化	内閣官房、内閣府	九州地方知事会
812	B	国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域にかかる規制緩和について (1) 総合特区計画の変更に係る内閣総理大臣認定事項の範囲及び運用上の「軽微な変更」の「届出」制度の明文化 (2) 規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数増 (3) 現行対象外となっている3～5月までの融資実行分も金融上の支援措置の対象とすることなどの制度の運用改善 ※以下地域活性化総合特別区域を例として記載するが、国際戦略総合特別区域についても同様の措置。	内閣官房、内閣府	兵庫県 【共同提案】 京都府、鳥取県、徳島県
298	B	国民保護計画の変更に係る内閣総理大臣への協議の廃止	内閣官房	福島県
74	A	中心市街地活性化基本計画の認定権限の都道府県への移譲	内閣官房、内閣府	山梨県
248	B	市町村が作成する中心市街地活性化基本計画に係る内閣総理大臣の認定の廃止	内閣官房、内閣府	広島県
891	A	都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）について、都道府県への財源・権限の移譲（特定地域再生事業費補助金）	内閣官房、内閣府	埼玉県
108	A	特定非営利活動法人の所轄事務を中核市へ移譲	内閣府	金沢市
632	B	NPO法人仮認定申請に係る設立後経過年数の延長	内閣府	長崎県
415	A	災害対応法制の見直し （災害時の従事命令等権限の都道府県知事から指定都市の市長への移譲）	内閣府	指定都市市長会
731	B	災害対応時における包括的な適用除外措置	内閣府	新潟県
749	B	「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」の指定地域における要配慮者施設の単独移転を進める制度改正	内閣府	豊橋市
813	B	地方自治事項の官報報告事項の掲載廃止	総務省、内閣府	兵庫県、和歌山県、徳島 県

管理番号	区分	提案事項 (事項名)	制度の所管・関係 府省庁	提案団体
414	A	災害対応法制の見直し (救助の主体権限を都道府県知事から指定都市の市長へ移譲)	内閣府	指定都市市長会
677	A	救助の主体権限を指定都市市長へ移譲、救助の種類・程度の拡充及び事務手続の簡素化	内閣府	横浜市
732	B	災害救助法に係る救助の程度、方法及び期間の決定権限の地方委任	内閣府	新潟県
684	A	緊急通行車両の確認(通行許可)権限の指定都市市長への移譲	内閣府、警察庁	横浜市
745	A	消費者安全法に基づく勧告・命令等の権限移譲	内閣府(消費者庁)	東京都
128	B	地方消費者行政活性化基金の活用要件に係る義務付けの廃止	内閣府(消費者庁)	岩手県
129	B	地方消費者行政活性化基金の特例適用要件に係る義務付けの廃止	内閣府(消費者庁)	岩手県
388	B	地方消費者行政活性化基金に係る活用期限の廃止	内閣府(消費者庁)	九州地方知事会
687	A	国が県に設置する地方消費者行政活性化基金の指定都市への設置	内閣府(消費者庁)	横浜市
110	B	緊急消防援助隊設備整備費補助金に係る零細補助基準の廃止又は緩和	総務省(消防庁)	浜松市
233	B	緊急消防援助隊設備整備費補助金に係る補助金採択基準の廃止	総務省(消防庁)	熊本市
629	B	緊急消防援助隊の要請方法の見直し	総務省(消防庁)	長崎県
9	B	国政選挙への電子投票の導入	総務省	新見市
56	B	市町村選挙における争訟手続の見直し	総務省	愛知県
331	B	市町村選挙における争訟手続の見直し	総務省	群馬県
332	B	政治資金収支報告書のインターネット公表の公表期間の制限撤廃	総務省	群馬県
66	B	広域連合が国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大	総務省	関西広域連合
831	B	広域連合が国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大	総務省	兵庫県
67	B	広域連合の規約変更手続きの弾力化	総務省	関西広域連合
832	B	広域連合の規約変更手続きの弾力化	総務省	兵庫県
320	B	自動車事故の損害賠償金額が一定額以下のものに係る議会の議決事項の例外化	総務省	兵庫県
564	B	支払督促への異議申立てによる訴訟の提起に係る議会の議決事項の例外化	総務省	神奈川県
706	A	新たに生じた土地の告示事務の権限移譲	総務省	鹿児島県
147	A	移動通信用鉄塔整備事業に係る財産処分の届出受理権限の移譲	総務省	鳥取県、京都府
351	A	移動通信用鉄塔整備事業に係る財産処分の届出の移譲	総務省	徳島県、京都府、兵庫県、鳥取県
201	B	定住自立圏構想推進要綱に定める「中心市」の要件の緩和	総務省	花巻市
614	B	後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例の拡大	総務省	長崎県
680	B	地方債対象事業の拡充	総務省	横浜市
833	B	住民基本台帳関係事務及び戸籍事務に係る市窓口業務の委託に係る規制緩和	総務省、法務省	三鷹市
834	B	住民基本台帳関係事務及び戸籍事務に係る証明書等の交付に係る規制緩和	総務省、法務省	三鷹市
835	B	住民基本台帳関係事務における委託事業者によるコミュニケーションサーバ端末の操作に係る規制緩和	総務省	三鷹市
950	B	地方公共団体における複数落札入札制度による調達の可能性	総務省	中国地方知事会
326	B	地方債協議制度から届出制度への移行	総務省	大分県、福岡県、長崎県、熊本県、宮崎県、沖縄県
565	B	地方公共団体と民間企業との間の交流派遣及び交流採用の可能性	総務省	神奈川県
806	A	地域経済循環創造事業交付金の交付申請事務の見直し	総務省	兵庫県、徳島県
893	A	地域経済循環創造事業交付金に関する事務の都道府県への移譲	総務省	埼玉県
892	A	過疎地域等自立活性化推進交付金に関する事務の都道府県への移譲	総務省	埼玉県
894	A	緊急消防援助隊設備整備費補助金に関する事務の都道府県への移譲	総務省(消防庁)	埼玉県
895	A	消防防災施設整備費補助金に関する事務の都道府県への移譲	総務省(消防庁)	埼玉県
896	A	無線システム普及支援事業費等補助金に関する事務の都道府県への移譲	総務省	埼玉県
6	A	法務業務に係る各種証明書交付事務の権限移譲	法務省	新見市
255	B	住民票取次所における戸籍謄抄本の交付の可能性	法務省	鎌ヶ谷市
433	B	戸籍の届出があった場合の証明書発行禁止処理の撤廃	法務省	神戸市
661	A	人権擁護委員の委嘱に関する事務権限の指定都市等への移譲	法務省	川崎市
662	B	人権啓発活動地方委託要綱及び人権啓発活動地方委託実施要領の改正	法務省	川崎市
15	B	人権擁護委員推薦の議会諮問の廃止	法務省	燕市
103	B	人権擁護委員推薦の議会諮問の廃止	法務省	栃木市
318	B	人権擁護委員候補推薦の議会諮問の廃止	法務省	萩市

4次一括法で移譲されなかった事務・権限関連資料

リサイクル関連事務等							
No.	当面方針No.	府省名	その他所管府省	事務・権限(改)	法律名	事務・権限の概要	提案募集方式での提案に対する関係府省からの第1次回答
7	2-6	農林水産省 経済産業省 環境省	財務省 厚生労働省 国土交通省	「食品リサイクル法」に基づく食品関連事業者等(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る)に対する報告徴収、立入検査	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律	<p>【目的】 食品リサイクル法では、食品廃棄物等の発生の抑制及び減量並びに食品循環資源の再生利用を促進するため、事業者に対し、食品廃棄物等の発生抑制や再生利用等についての責務や目標を定めている。</p> <p>【業務内容】 経済産業局において、事業者からの報告・申請内容の確認等を行うとともに、必要に応じて、食品廃棄物等の発生量、リサイクルの状況等に関して、報告徴収及び立入検査を実施することとしている。 ・食品廃棄物多量発生事業者の定期報告の受付(法第9条第1項) ・登録再生利用事業者の登録・変更申請の受付、都道府県知事への通知(法第11条第1項、第2項、第5項及び第6項) ・登録再生利用事業者の料金の届出受理、変更の指示(法第15条第1項及び第2項) ・登録再生利用事業者の登録の取消し(法第17条第1項及び第2項) ・食品関連事業者、登録再生利用事業者及び認定事業者に対する報告徴収及び立入検査(法第24条第1項、第2項及び第3項)</p>	報告徴収・立入検査、指導・公表・助言、勧告・命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、他の事業者の取組状況や、近隣の県も含めた再生利用事業者の状況など、食品循環資源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。
16	2-16	経済産業省 農林水産省	国土交通省 警察庁 金融庁 総務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 環境省	「省エネ法」に基づく特定事業者、特定荷主等(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る)に対する指導・助言、報告徴収、立入検査	エネルギーの使用の合理化に関する法律	<p>【目的】 内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与すること</p> <p>【業務内容】 1. 特定事業者等の指定に関する事項 (1) エネルギー使用状況届出書の受理 (2) 特定事業者等の指定 2. 特定事業者等からの報告に関する事項 (1) エネルギー管理統括者・企画推進者及び管理者(員)選任届出書の受理 (2) 定期報告書の受理 (3) 中長期計画書の受理 3. 特定事業者等への措置に関する事項 指導・助言、報告徴収・立入検査等</p>	<p>前回の検討過程において、平成25年11月22日付けで、全国知事会から、一の都道府県で完結する特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収・立入検査に関する権限の委譲の受け入れが困難である旨示されている。</p> <p>※過去の議論 <全国知事会(H25.6)> 指定、報告書・計画書の受理、指示、命令等の権限も移譲。自治事務とすること。 <経済産業省(H25.8)> 指定、報告書・計画書の受理、指示、命令等の権限は移譲しない。法定受託事務と考える。</p>
17	2-17	経済産業省	環境省 財務省 厚生労働省 国土交通省 農林水産省	「資源有効利用促進法」に基づく指定表示事業者(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する報告徴収、立入検査	資源の有効な利用の促進に関する法律	<p>【目的】 資源有効利用促進法では、分別回収を促進するため、容器包装等の製造事業者等に対して、全国統一的な表示の標準を示して、その遵守を求めている。</p> <p>【業務内容】 資源有効利用促進法に基づく指定表示事業者に対する報告徴収及び立入検査(法第37条第2項) 経済産業局において、表示制度に関する相談・問い合わせ対応等を行うとともに、必要に応じて、事業内容等に関して報告徴収、立入検査を実施することとしている。</p>	同法の目的を達成するため、国が全国統一的な観点から報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・公表・命令等を行う必要があり、これら権限を委譲することは困難である。命令に当たっては、主務大臣は審議会等の意見を聴いて行うこととされており、社会的妥当性を確保するため、慎重な検討が求められることから、国が統一して行うことを法が予定している。 なお、同法は、指定表示製品の販売等を行う者に対して、統一的な表示の標準を示し、その遵守を求めているところ、他の事業者の取り組み状況等を踏まえ、全国統一的な観点から国がこれら措置を行うことが適当である。
18	2-18	経済産業省 環境省		「家電リサイクル法」に基づく小売業者及び製造業者等(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る)に対する報告徴収、立入検査	特定家庭用機器再商品化法	<p>【目的】 小売業者及び製造業者等の行う特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬及び再商品化等の適正性の確保</p> <p>【業務内容】 小売業者又は製造業者等からの報告徴収を(特定家庭用機器再商品化法(以下「法」)第52条)、小売業者又は製造業者等の事務所等への立入検査(法第53条)を実施。 ・報告徴収 ・特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬、再商品化等の実施状況に関する報告徴収、内容確認 ・立入検査 立入検査の計画策定、検査先の選定、検査・指導・フォローアップ、本省への報告・相談 ※法第56条及び同施行令7条により、経済産業局長に委任(但し、主務大臣が自ら行うことも妨げていない)</p>	報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・命令等の措置は、全国に存在する小売業者・製造業者等の店舗・事務所等における取扱いを網羅的に把握するとともに、特定家庭用機器廃棄物を取り巻く全国的な状況も踏まえつつ、地域による不公平が生じることのないよう、全国統一的な観点で実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。

No.	当面方針 No.	府省名	その他所管府省	事務・権限(改)	法律名	事務・権限の概要	提案募集方式での提案に対する関係府省からの第1次回答
19	2-19	環境省 経済産業省		「小型家電リサイクル法」に基づく認定事業者等（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る）に対する報告徴収、立入検査	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律	<p>【目的】 小型家電リサイクル法では、使用済小型家電の再資源化を促進するため、国が認定した事業者等に対して、再資源化に係る責務や目標を定めている。</p> <p>【業務内容】 経済産業局において、必要に応じて、事業内容、リサイクルの状況等に関して事業内容等に関して報告徴収、立入検査を実施することとしている。 ・認定事業者等に対する報告徴収（法第16条） ・認定事業者等に対する立入検査（法第17条）2</p>	報告徴収・立入検査、指導・助言等の措置は、小型家電リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の認定事業者等の取組状況なども踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。
20	2-20	環境省 農林水産省 経済産業省	厚生労働省 財務省	「容器包装リサイクル法」に基づく特定容器利用事業者等（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る）に対する報告徴収、立入検査	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	<p>【目的】 容器包装リサイクル法では、廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等のため、事業者に対して、容器包装廃棄物の排出抑制やリサイクル等の義務を課している。</p> <p>【業務内容】 経済産業局において、事業者からの報告内容の確認等を行うとともに、必要に応じて、事業内容、リサイクルの状況等に関して、報告徴収及び立入検査を実施することとしている。 ・容器多量利用事業者からの定期報告の受理（法第7条の6） ・特定事業者に対する報告徴収（法第39条） ・特定事業者に対する立入検査（法第40条）</p>	特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法（法15条）及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法（法18条）が存在する。 報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・公表・命令等の措置は、各履行方法について整合的な判断を保ちつつ、広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一的な観点から実施することが適当である。
21	2-21	環境省		使用済自動車の再資源化等に関する法に基づく自動車製造業者等（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る）に対する報告徴収、立入検査	使用済自動車の再資源化等に関する法律	<p>【目的】 大臣が必要に応じて指導、助言、勧告、命令等の措置を講ずることで、製造業者及び輸入業者（メーカー等）による適正かつ確実なリサイクルを担保している。</p> <p>【業務内容】 メーカー等の委託を受けて処理を行う事業者等に対する報告の徴収及び立入検査の措置を行っている。</p>	指導・助言、報告・立入検査等の一連の是正措置は、自動車リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた自動車製造業者等又はその委託を受けた者の状況など、特定再資源化等物品を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。
39	4-13	経済産業省		使用済自動車の再資源化等に関する法に基づく自動車製造業者等に対する報告聴取、立入検査	使用済自動車の再資源化等に関する法律	<p>【目的】 大臣が必要に応じて指導、助言、勧告、命令等の措置を講ずることで、製造業者及び輸入業者（メーカー等）による適正かつ確実なリサイクルを担保している。</p> <p>【業務内容】 メーカー等の委託を受けて処理を行う事業者等に対する報告の徴収及び立入検査の措置を行っている。</p>	

メリット

○廃棄物処理の指導監督や消費者への啓発等は都道府県等が実施しているが、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい。

○提出先が複数の府省にまたがっており、移譲されれば一元化が可能。

検討にあつての課題等

○全国で活動している事業者への対応

○執行体制の整備

過去の類似提案の検討状況 (H25. 3. 28 第51回検討委員会)

参 考

項目	提案の概要	事実関係等の整理	提案に向けての課題等	関係部課
<p>4 食品リサイクル法に基づく権限の移譲</p>	<p>○食品リサイクル法に基づき、食品循環資源の再生事業を行う際に、主務大臣の事業者登録（法第11条）や事業計画認定（法第19条）を受けた場合には、一般廃棄物の収集運搬業の許可不要などの特例が適用になる。</p> <p>○これらの権限を道に移譲することで、法律上の権限を背景に、道の施策として食品リサイクル促進への取組が可能となり、ひいては総合的な食関連産業の振興に資することが期待できる。</p>	<p>◇食品リサイクル法における登録再生利用事業者（法第11条）は、平成23年末現在で、全国で208事業者。道内では、7事業者。（※平成24年6月に千歳市内に事業所を持つ事業者の廃止通知があり、現在は6事業者）</p> <p>◇事業計画認定（法第19条）は全国で38件、道内では0件。</p> <p>【関係法令等】</p> <p>■食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律</p> <p>第11条第1項 食品循環資源を原材料とする肥料、飼料その他第2条第5項第1号の政令で定める製品（以下「特定肥飼料等」という。）の製造を業として行う者は、その事業場について、主務大臣の登録を受けることができる。</p> <p>第3項 主務大臣は、第1項の登録の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、その登録をしなければならない。</p> <p>一 再生利用事業の内容が、生活環境の保全上支障のないものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>二 前項第四号に掲げる事項が、再生利用事業を効率的に実施するに足りるものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>三 当該申請をした者が、再生利用事業を適確かつ円滑に実施するのに十分な経理的基礎を有するものであること。</p> <p>第19条第1項 食品関連事業者又は食品関連事業者を構成員とする事業協同組合その他の政令で定める法人は、特定肥飼料等の製造を業として行う者及び農林漁業者等（農林漁業者その他の者で特定肥飼料等を利用するものをいう。以下同じ。）又は農林漁業者等を構成員とする農業協同組合その他の政令で定める法人と共同して、再生利用事業の実施、当該再生利用事業により得られた特定肥飼料等の利用及び当該特定肥飼料等の利用により生産された農畜水産物、当該農畜水産物を原料又は材料として製造され、又は加工された食品その他の主務省令で定めるもの（以下「特定農畜水産物等」という。）の利用に関する計画（以下「再生利用事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、当該再生利用事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>第3項 主務大臣は、第1項の認定の申請があった場合において、その再生利用事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>一 基本方針に照らして適切なものであり、かつ、第7条第1項</p>	<p>○登録再生事業者数及び再生利用計画認定数が増えない理由として、一般廃棄物の収集運搬については特例が受けられても、再生利用事業者の廃棄物処理業の市町村の許可などは必要なため、関係する市町村の了解が得られなければ、再生利用事業者のメリットは発生しないこと、また、道内の産業廃棄物については、処分場で処分の方がコストが安いことが大きな要因と考えられることから、これらのネックとなる事項の解決の方策の検討が必要である。</p> <p>○食品リサイクル法の主務省庁は農林水産省と環境省であるが、食品リサイクル法の食品関連事業者は、旅館・ホテル等の業態までも幅広く含むことから、国の協議・報告先省庁が多岐にわたる。</p>	<p>経済部 食関連 産業室</p>
			<p>検 討 結 果</p>	
			<p>○上記のネックとなる事項の解決方策の検討が必要であり、現状で権限移譲を受けても、食品リサイクル促進に関する道の施策に活用することは難しい。</p>	

項目	提案の概要	事実関係等の整理	提案に向けての課題等	関係部課
		<p>に規定する判断の基準となるべき事項に適合するものであること。</p> <p>二 特定肥飼料等の製造を業として行う者が、再生利用事業を確実に実施することができることと認められること。</p> <p>三 再生利用事業により得られた特定肥飼料等の製造量に見合う利用を確保する見込みが確実であること。</p> <p>四 特定農畜水産物等の生産量のうち、食品関連事業者が利用すべき量として特定肥飼料等の利用の状況その他の事情を勘案して主務省令で定めるところにより算定される量に見合う利用を確保する見込みが確実であること。</p> <p>五 前項第8号に規定する者が、主務省令で定める基準に適合すること。</p> <p>六 前項第8号に規定する施設が、主務省令で定める基準に適合すること。</p> <p>第21条第1項 一般廃棄物収集運搬業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第7条第12項に規定する一般廃棄物収集運搬業者をいう。以下同じ。）は、同条第1項の規定にかかわらず、食品関連事業者の委託を受けて、同項の運搬の許可を受けた市町村の区域から第11条第1項の登録に係る同条第2項第3号の事業場への食品循環資源の運搬（一般廃棄物（廃棄物処理法第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。以下この条において同じ。）の運搬に該当するものに限る。第4項において同じ。）を業として行うことができる。</p> <p>第2項 認定事業者である食品関連事業者の委託を受けて食品循環資源の収集又は運搬（一般廃棄物の収集又は運搬に該当するものに限る。以下この項において同じ。）を業として行う者（同条第2項第8号に規定する者である者に限る。）は、廃棄物処理法第7条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による許可を受けないで、認定計画に従って行う再生利用事業に利用する食品循環資源の収集又は運搬を業として行うことができる。</p> <p>■廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第1項 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみ収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。</p>		

産業振興支援等関連事務等							
No.	当面方針No.	府省名	事務・権限(改)	法律名	事務・権限の概要	経済産業局における主な補助金等	提案募集方式での提案に対する関係府省からの第1次回答
36	4-10	経済産業省	「中心市街地活性化法」に基づく事業計画の認定等	中心市街地の活性化に関する法律	<p>【目的】 中心市街地の活性化に関する事務は、中心市街地における都市機能の増進と経済活力の向上を目的として、中心市街地の活性化に関する法律（以下、中活法という）に基づき、都市機能の市街地集約やまちなか居住、中心市街地の商業・コミュニティ機能の強化等の持続可能な都市形成への取り組みを支援するものである。</p> <p>【業務内容】 ・中心市街地魅力発掘・創造支援事業費補助金の交付事務 ・特定民間中心市街地活性化事業計画の認定 ・中心市街地活性化に関する委託事業の実施 ・市町村が作成した中心市街地活性化基本計画に対する助言等</p>	<p>【中心市街地再興戦略事業費補助金】 中心市街地活性化法に基づき内閣総理大臣の認定を受けた市町村等において、まちづくり会社等が実施する取組を支援</p>	<p>総理大臣認定を受けた中心市街地活性化基本計画には特定民間中心市街地活性化計画の認定を受ける旨が記載されるが、そのことをもって特定民間中心市街地活性化事業計画として認定されるものではない。特定民間中心市街地活性化事業計画の認定においては、別途申請される詳細な計画を踏まえて主務大臣が認定することとなっている。なお、主務大臣には経済産業大臣の他、国土交通大臣、農林水産大臣が含まれている。</p> <p>中心市街地の活性化に関する事務は、施策効果の適正化・最大化を図るため、各地域の特性や近隣地域の状況等を配慮しつつ、国が地方自治体の枠を超えた全国的視点のもとで行う必要がある。</p> <p>特に補助事業については、限られた財源の中で、周辺地域への先導的モデルとなり得る事業のみに限定して採択を行う必要がある、中心市街地活性化法に基づき関係大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を行った市町村の作成する基本計画の中から全国的視点のもとで採択を行っていることから、権限委譲することは適切ではない。</p>
44	4-18	経済産業省	「地域商店街活性化法」に基づく事業計画の認定等	商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律	<p>【目的】 地域コミュニティの核となる商店街等の果たすべき社会的、公共的役割の向上を図ることで、商店街等ににぎわいを創出し活性化を図ることを目的として、商店街等が行う少子高齢化、安全・安心、生産性向上、創業・人材等の社会課題に対応した取組を支援する。</p> <p>【業務内容】 ・地域商店街活性化法による商店街活性化事業計画・商店街活性化支援事業計画の認定事務 ・地域中小商業支援事業費補助金の交付事務</p>	<p>【地域商業自立促進事業（旧地域中小商業支援事業）】 商店街等における地域コミュニティの形成、商店街等の新陳代謝を図る取組、商店街等の魅力創造に向けた取組を支援</p>	<p>商店街は、小売りの中でも売上の約4割を占めるなど大きな位置を占め、地域住民にとっても重要なインフラであり、その活性化は地域経済のみならず、国家的視点からも優先順位の高いものである。中小企業基本法第20条においても「国は商店街等の活性化を図るため、必要な施策を講ずる」とされている。全国の商店街が衰退し地域経済の再生が国の政策として重要になる中、商店街支援は国として不可欠な取組となっている。</p> <p>地域商店街活性化法では、全国の商店街にとって参考となる「商店街ならではの」取組を認定し、国の政策資源を集中的に投入して支援することとしている。また、こうした先進的な取組事例を広く全国に展開させるためには、全国的に普及・広報を行っていくことが必要不可欠である。したがって、全国の商店街について俯瞰することが可能であり、全国的な情報発信ネットワークを持つ国が認定権者として適切であると考えられている。</p> <p>補助事業についても、集中的支援の一環として国が行うことが適当である。</p> <p>なお、都道府県や市町村などの地方公共団体は、自らの地域内の商店街についてはその実情を把握していることから、当該商店街の商店街活性化事業を認定する際には、これら地方公共団体の意見を聴取し、これに配慮することとしている。</p>
37	4-11	経済産業省	「中小企業新事業活動促進法」に基づく事業計画の認定等	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律	<p>【目的】 中小企業の更なる新事業活動を促進させるとともに、中小企業の活性化・健全な発展を目指し、異分野の中小企業が連携し、互いの経営資源を活用する等、新商品、新サービスの開発等の取り組みに対する支援を行う。</p> <p>【業務内容】 ・地域における関係機関との案件発掘等に係る調整 ・新事業活動促進法による事業計画認定・承認に係る事務 ・補助金の交付・確定に係る事務 ・認定事例、補助金交付決定案件の公表等に係る事務</p>	<p>【中小企業・小規模事業者連携促進支援補助金】 試作品開発、展示会出展等に係る費用の一部を補助</p>	<p>本制度は、中小企業の新たな事業活動の促進を図ることで国民経済の健全な発展に資することを目的とするものであり、国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先進的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する観点から、法律に基づき認定を行い、補助金の採択を行っているところ。</p> <p>各都道府県に認定の権限等を移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされなくなるため、全国水準で他の中小企業・小規模事業者にとってモデルとなり得る事業の確保が困難となり、また、当該モデル事業を全国の中小企業・小規模事業者に対して普及することに著しい支障が生じることとなり、認定件数が年間0件の都道府県も多数存在するが、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が必要であり、都道府県での執行は極めて非効率である。</p> <p>さらに、約2/3の認定要件が都道府県域を超えた中小企業の広域的な連携であることから、都道府県での執行は困難である。</p> <p>以上により、本事業は、引き続き国が事業計画の認定及び補助金の執行を行うことが効率的であり、適当である。</p>
38	4-12	経済産業省	「産業競争力強化法」に基づく計画の認定等	産業競争力強化法 ※(旧)産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法	<p>【目的】 全国の中小企業の事業の再生及び事業引継ぎを適切に支援するため、全国の中小企業の支援体制や制度の整備、中小企業承継事業再生の円滑化等を行う。</p> <p>【業務内容】 ・支援業務を行う認定支援機関（中小企業再生支援協議会等）の業務運営の適正化や監督 ・中小企業承継事業再生計画（第二会社方式）の認定</p>	<p>【創業支援事業補助金】 経営指導、ビジネススキル研修、経営力向上セミナー、コワーキング事業など創業支援事業に必要な経費の一部を補助</p>	<p>創業支援事業計画の認定では、各地の経済産業局が窓口となり、市区町村に対する計画の認定に向けた指導や助言等について、中小企業庁や関係省庁と連携を取りながら実施している。</p> <p>現状では、各都道府県の認定件数は0件〜20件（平均4件）程度に留まっており、認定権限を移譲した場合、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が一律必要であることから、都道府県での執行は極めて非効率である。</p> <p>また、本事業では、各地のモデルとなる創業支援体制について全国に横展開を図ることを目的の一つとしているが、認定業務を都道府県に移譲した場合、他地域の先進的な取り組み等の情報を反映しながら全国水準での認定業務を行うことが困難になり、施策の最適化がなされなくなることが懸念される。</p> <p>各都道府県においては、経済産業局と連携しながら市区町村への情報提供という役割に加えて、県センター、インキュベーション施設等の活用や、単独では申請が難しい市区町村への調整役を担っており、今後、経済産業局を通じて都道府県との連携体制を強化していく方向であるが、都道府県への認定業務の権限移譲については時期尚早であると考えている。</p>
40	4-14	経済産業省	「中小ものづくり高度化法」に基づく研究開発計画の認定等	中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律	<p>【目的】 中小企業によるものづくり基盤技術に関する研究開発及びその成果の利用を促進するための措置を講じ、中小企業のものづくり基盤技術の高度化を促進し、我が国製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を図る。</p> <p>【業務内容】 ・地域中小企業者及び関係者を対象とした「中小ものづくり高度化法」や「戦略的基盤技術高度化支援事業」への改善要望受付や相談業務 ・「中小ものづくり高度化法」における研究開発計画の認定業務（申請受付、認定、計画変更対応等） ・「戦略的基盤技術高度化支援事業」執行業務（公募/採択、契約、事業管理、確定等） ・「戦略的基盤技術高度化支援事業」等のフォローアップ及び成果普及等</p>	<p>【戦略的基盤技術高度化支援事業】 我が国製造業の国際競争力の強化と新たな事業の創出を目指し、中小企業者が特定のものづくり基盤技術（精密加工、立体造形等の11技術）の高度化に資する研究開発及び販路開拓への取組を一貫して支援</p>	<p>中小ものづくり高度化法は、中小企業によるものづくり基盤技術に関する研究開発及びその成果の利用を促進するための措置を講ずることで、中小企業のものづくり基盤技術の高度化を図り、我が国の製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を目的としており、単なる地域経済のニーズを超えて、国民経済全体の発展を図るものである。</p> <p>したがってその認定等については、全国的視点に立って、経済産業大臣の責任とされており、移譲できない。</p> <p>また、この法に基づく補助事業についても同様の視点が不可欠であることから移譲できない。</p>

No.	当 方 針 No.	府省名	事務・権限(改)	法律名	事務・権限の概要	経済産業局における主な補助金等	提案募集方式での提案に対する関係府省からの第1次回答
41	4-15	経済産業省	「中小企業地域資源活用促進法」に基づく事業計画の認定等	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律	【目的】 中小企業の更なる新事業活動を促進させるとともに、中小企業の活性化・健全な発展を目指し、中小企業者が地域資源（伝統技術、農林水産品、観光資源）を活用しての、新商品、新サービスの開発等の取り組みに対する支援を行う。 【業務内容】 ・地域における関係機関との案件発掘等に係る調整 ・地域資源活用促進法による事業計画認定に係る事務 ・補助金の交付・確定に係る事務 ・認定事例、補助金交付決定案件の公表等に係る事務	【小規模事業者等JAPANブランド育成・地域資源活用新事業展開支援事業費補助金】 試作品開発、展示会出展等に係る費用の一部を補助	本事業は、国が全国的視点に立って、全国レベルの先進的なモデル事業を法律に基づき認定し、補助金の採択を行っているところであり、地域資源活用事業計画の認定申請において、都道府県の意見を付していたり、地域の実情を反映できるようなスキームとなっている。 都道府県に認定の権限等を移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされなくなるため、全国水準で他の中小企業・小規模事業者にとってモデルとなり得る事業の確保が困難となり、また、当該モデル事業を全国の中小企業・小規模事業者に対して普及することにも著しい支障が生じる。 さらに、平成25年度の本事業の認定件数は全国で118件あり、約2/3の都道府県は案件が2件以下（そのうち6県が0件）にとどまり、本事業を自治体に移譲して行うことは、行政効率の観点からも著しく非効率である。 以上により、本事業は、引き続き国が事業計画の認定と補助金の採択を行うことが効率的であり、適当である。
43	4-17	経済産業省	「農工商等連携促進法」に基づく事業計画の認定等	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律	【目的】 中小企業の更なる新事業活動を促進させるとともに、中小企業の活性化・健全な発展を目指し、中小企業者と農林漁業者が連携し、互いの経営資源を活用しての、新商品・新サービスの開発等の取り組みに対する支援を行う。 【業務内容】 ・地域における関係機関との案件発掘等に係る調整 ・農工商等連携促進法による事業計画認定に係る事務 ・補助金の交付・確定に係る事務 ・認定事例、補助金交付決定案件の公表等に係る事務	【農工商等連携対策支援事業】 a. 事業化・市場化支援事業 認定農工商等連携事業に係る新商品・新役務の開発、それに係る試作品の製造、販路開拓等を行う経費について補助。 b. 連携体構築支援事業（支援機関型） 中小企業者と農林漁業者との交流の機会の提供、連携して事業活動を行う中小企業者又は農林漁業者に対する指導・助言、その他の中小企業者と農林漁業者との有機的な連携を支援する事業に係る経費の一部を補助。	売れる商品を作るためには、都心部だけでなく地元においても販路分析や支援体制の構築が必要となることは貴県の指摘どおりであり、貴県を始めとする地方自治体において積極的に取り組まれていることと思考されるが、農工商等連携事業計画の目標である付加価値や総売上高の達成のためには都心部等への販路開拓の重要性も高く、本事業は引き続き国が実施することが適当である。 また、本事業の執行については本省で一元的に行うのではなく、各地域の経済産業局及び地方農政局等に事務処理を委任しており、事業計画の認定や補助金の採択に当たり審査を行う審査委員会を構成する委員は、各経済産業局において当該地域の外部有識者から選出する等、地域事情に配慮しており、現行体制で特に不備はない。 さらに、認定件数が年間0件の都道府県も多数存在するが、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が必要となり、都道府県での執行は極めて非効率的である。 以上により、本事業は、引き続き国が事業計画の認定及び補助金の執行を行うことが効率的であり、適当である。
42	4-16	経済産業省	「企業立地促進法」に基づく支援及び助言等	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律	【目的】 国際的な企業誘致競争が激化する中で、立地競争力を強化するため、諸外国に劣らない国内立地環境の整備等を図ること。 企業の経済活動は既存の行政区域にとらわれることなく行われており、産業競争力強化につながる成長分野において、広域的な産業集積の形成及び活性化に係る取組を全国的な視点から支援することで競争力を強化すること。 【業務内容】 企業立地促進法は、国の同意を受けた基本計画（都道府県及び市町村が協力して作成）を策定した地域に対して、法の特例等の支援を講じる。経済産業局では、本法に関連し、以下の事務を実施する。 ・補助金にかかる執行業務（補助金の申請受付、確定検査等） ・法律に基づき設置される「地域産業集積活性化協議会」への参加及びアドバイス業務（都道府県や市町村からの求めに応じて協議会に参加し、国の方針や産業界の全国的な動向も踏まえながら助言等を実施） ・基本計画、補助金、法施行関連の相談対応（法の施行や主務大臣に対する基本計画の協議の申し出などに対し、地域性も踏まえつつ、国の立場から相談を実施する）	【対内投資等地域活性化立地推進事業費補助金（企業立地促進基盤整備事業）】 企業立地促進法の規定に基づき自治体で作成し、国の同意を受けた「基本計画」の集積区域内における企業立地促進及び産業集積の形成・活性化のための基盤として活用され、我が国産業の国際競争力強化に資すると認められる施設又は機器を整備する事業	企業立地促進法に基づく国の補助金制度は、基本計画に基づく地方自治体等の取組を支援することにより、国全体の産業の国際競争力を強化し、もって地域経済の活性化を図ることを目的としている。 基本計画に基づく取組は単一の都道府県に限らず、企業立地促進法に基づく補助金制度も我が国の産業競争力強化を図るため、全国的な視点のもとで採択を行っていることから、都道府県に一律に補助金の財源を移譲した場合、その目的達成に支障が生じるおそれがあるため、従来の制度のまま維持することが必要。
45	4-19	経済産業省	新規産業の環境整備に関する事務（産業クラスターの支援、ソーシャルビジネスの振興）	—	【目的】 我が国産業の国際競争力強化等に資する新事業の創出等 【業務内容】 ・経済産業局の具体的な業務内容：産業クラスター支援として、平成13年度以降、企業や大学等への訪問等により、産業実態、ニーズ、課題等の情報収集・分析を行い、広域的な産学官のネットワーク形成によるコーディネートを実施。 ・立ち上げ期、成長期を経て、平成22年度から1年前倒しで自律的発展期に移行しており、国の支援は、各産業クラスター活動の自立化に向けた地域主導の取組に対する側面的な支援にシフト。	【新産業集積創出基盤構築支援事業】<委託> 産学官金等の様々な主体が参加するネットワークを形成し、そのネットワーク内で新事業や新製品が生み出される活動を行うため、活動全般にわたって指揮する「クラスターマネージャー」を中心として、以下のようなフェーズに沿った取組を実施	国の経済成長に資すると期待される新産業が急激に変化している中で、その時々に応じて我が国の産業競争力強化に資する広域的な取組を全国的な視点から国が判断して、限られた財源の中で集中的に支援していく必要がある。
47	4-21	経済産業省	JAPANブランド育成支援事業に関する事務	—	【目的】 複数の中小企業が協働して行う、海外市場へ向けた商品の開発や海外見本市への出展等の取組を支援することにより、中小企業の海外販路の拡大を図り、中小企業の振興に寄与することを目的とするもの。 【業務内容】 ・地域における案件発掘、ニーズの収集 ・補助金の交付・確定に係る事務	【JAPANブランド育成支援事業】 複数の中小企業が協働し、自らが持つ素材や技術等の強み・弱みを踏まえた戦略を策定し、当該戦略に基づいて行う商品の開発や海外見本市への出展等を行うプロジェクトを支援	本事業は、地域間の公平性に配慮するのではなく、日本全体の輸出促進政策を踏まえた上で、全国的視野に立ってプロジェクトを選定しているため、都道府県に本事業に係る事務を移譲した場合、我が国JAPANブランドの普及推進に著しい支障が生じる。 また、平成25年度の本事業による支援件数は、全国で82件であり、最も多くの案件がある自治体でも9件にとどまり、微少な事務量を自治体に移譲して行うことは、行政効率の観点から著しく非効率であり、各自治体にとって、少ない案件数では海外展開支援のノウハウが蓄積し難く、引き続き国が一体的に支援を行うことが効率的であり、かつ妥当であることから、経済産業局が事務を行うことが適当である。

メリット

○都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。

検討にあつての課題等

- モデル的な事業など、全国的視点からの採択
- 支援策等の変化
- 補助金等の支援策の財源
- 産業振興支援に関わる国と道の役割

過去の類似提案の検討状況（H25.12.17 第58回検討委員会 資料）

参 考

中分類 〈小分類〉	細分類	概 要	事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	関係 部課	対 応 方 向	
							分野別 審議へ	1次 整理
地域産業 育成	3506D 産業振興支援 策の道への移 譲	<p>新成長分野（戦略）など、我が国経済の発展を牽引する分野については、国が全国的な見地から引き続き実施すべきものとするが、農工商連携、地域資源の活用、新連携などの産業支援策については、道の産業振興施策と一体化して実施することが効果的と考えられることから、採択権限及びこれに伴う財源については道に移譲すべきと考える。</p>	<p>○農工商連携 ・農工商連携に関する産業振興策は、「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」（以下、「農工商等連携促進法」という）に規定されている。 ・中小企業者と農林漁業者が共同で「農工商等連携事業計画」を作成し、国の認定を受けることにより、国から補助金や低利融資等の支援を受けることができる。</p> <p>○地域資源の活用 ・地域資源の活用に関する産業振興策は、「中小企業による地域産業支援を活用した事業活動の促進に関する法律」（以下、「中小企業地域資源活用法」という）に規定されている。 ・中小企業者は、「地域産業資源活用事業計画」を作成し、国の認定を受けることにより、国から補助金や低利融資等の支援を受けることができる。</p> <p>○新連携 ・「新連携」とは、複数の中小企業が連携を組み、技術・ノウハウなどお互いの強みを相互補完しながら、高付加価値の製品・サービス等を創出することである。 ・新連携に関する産業振興策は、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」（以下、「中小企業新事業活動促進法」）に規定されている。 ・複数の中小企業者は、「異分野連携新事業分野開拓計画」を作成し、主務大臣の認定を受けることにより、国から補助金や低利融資等の支援を受けることができる。</p> <p>○上記の各法律に規定する事業計画の認定や支援策事務等に係る経済産業大臣の権限については、地方支分部局（各経済産業局）に委任されている。</p> <p>○「農工商連携」、「地域資源の活用」及び「新連携支援」については、平成25年9月13日の第3回地方分権改革推進本部において決定された「国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針について」において「引き続き検討・調整を要する事務・権限」に分類されており、当該事務を所管する経済産業省からは、地方への移譲を求める全国知事会の意見に対して、「国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する観点から、法律に基づく認定を行い、補助金の採択を行っているところ。都道府県に移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされなくなるため、全国水準で他の中小企業・小規模事業者にとってモデルとなり得る事業の確保が困難となり、また、当該モデル事業を全国の中小企業・小規模事業者に対して普及することに著しい支障が生じる。」といった見解が示されている。</p> <p style="text-align: center;">↑</p> <p>（注）上記下線部は、H25.12.10開催予定の第11回地方分権改革有識者会議の結果に基づく修正を行うこととなる。</p>	<p>○農工商連携促進法、中小企業地域資源活用法、中小企業新事業活動促進法の改正</p>	<p>【メリット】 ○道による一元的かつ主体的な産業振興をより推進することができる。 ○各計画を提出する際の窓口が増える。 ○各計画の提出から認定、支援までの日数短縮が期待される。</p> <p>【デメリット】 ○認定件数が少なくても、事務量の多少に関わらず、執行体制の整備が必要であり、人員面で非効率になるおそれがある。 ○各種の財政的な支援措置に係る権限が移譲されない場合は、移譲の効果が極めて小さくなるとともに、道財政への影響が懸念される。</p>	<p>経） 産業振興課</p>	○	1次で整理 する理由等

製造業・販売業関連事務等						
No.	当 面 方 針 No.	府 省 名	事 務 ・ 権 限(改)	法 律 名	事 務 ・ 権 限の 概 要	提 案 募 集 方 式 で の 提 案 に 対 す る 関 係 府 省 か ら の 第 1 次 回 答
8	2-7	経済産業省	工業標準化法に基づく認証製造業者等、認証加工業者（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る）に対する報告徴収、立入検査	工業標準化法	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ J I S マーク制度は、国内に流通する鉱工業品の品質、安全度等を統一することにより、品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化、使用又は消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与すること等を目的としており、鉱工業品の製造事業者等が、主務大臣の登録を受けた者（以下「登録認証機関」という。）の認証を受けて、その製造又は加工する鉱工業品、包装等に J I S に適合するものであることを示す特別な表示（J I S マーク）を表示することができる任意の制度。 ・ 主務大臣は国内外の認証機関の登録を行い、必要に応じて報告徴収、立入検査、適合命令、登録取消し等の処分を行うことができる。 ・ 主務大臣は、必要に応じて認証を受けた製造業者等（以下「認証製造業者等」という。）に対して、適合命令、立入検査、表示の除去命令等の処分を行うことができる。 ・ 認証製造業者等でない者が J I S マークを表示することはできず、違反者には罰則が科される。 <p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認証機関の登録（法第19条、第20条、第23条） ・ 認証製造業者等に対する報告徴収及び立入検査（法第21条） ・ 認証製造業者等に対する表示の除去命令等（法第22条） ・ 登録の更新（法第28条） ・ 登録認証機関からの届出等の処理（法第29条、第31条、第32条、第33条、第34条） ・ 登録認証機関に対する適合命令（法第36条） ・ 登録認証機関に対する改善命令（法第37条） ・ 登録の取消し（法第38条） ・ 登録認証機関に対する報告徴収及び立入検査（法第40条）等 	<p>●登録認証機関の登録等については、WTO/TBT協定等の関係もあり、国内だけにとどまらず、国際的な整合性・信頼性確保の視点が重要である。国際的に、信頼性や質の向上等の観点から登録(認定)する主体を各国内で集約化していく流れがある中、登録主体の複数化や輻輳化を招来する広域の実施体制への移譲検討は、国内の登録業務の整合性・効率性を低下させるのみならず、制度の国際的な信頼性低下や国際貿易紛争等を惹起するおそれがある。また、認証機関の事務所の変更(追加・廃止等)により、その登録先が変更になることが想定されるが、登録主体が異なる以上、新たな登録主体は現地審査を含めた登録審査を白地から再度行わざるを得ず、登録主体と認証機関のいずれにとっても、極めて非効率な業務執行となる。</p> <p>●認証を受けた事業者等に対する立入検査等の移譲については、昨年11月の「国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針に係る事務・権限の意向確認」において「工業標準化法(昭24法185)に基づく認証製造業者等、認証加工業者（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収、立入検査」については、国から地方公共団体への移譲が可能としたところ、全国知事会からは、以下の回答を得た。（事務連絡 平成25年11月22日 全国知事会事務局）。</p> <p>「提示された内容では、地方が求める処分権限との一体移譲ではなく、報告徴収・立入検査事務のみ移譲することとされており、これでは責任ある対応が取れないため、移譲の受け入れは困難である」</p> <p>したがって、現在の状況では、対応は不可能。</p>
9	2-9	経済産業省	ガス用品の製造・輸入業者（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る）に対する報告徴収、立入検査等	ガス事業法	<p>【目的】</p> <p>ガス事業法に基づくガス用品の製造・輸入業者への立入検査等の事務は、ガスの使用者の利益を保護し、ガス用品の製造及び販売を規制して公共の安全を確保することを目的とする。</p> <p>【業務内容】</p> <p>技術基準に適合しない製品の流通を防止するため、製造・輸入事業者等に対して、届出の受理、報告徴収、立入検査、製品提出命令、改善命令、表示の禁止等</p>	
10	2-10	経済産業省	割賦販売法に基づく包括信用購入あっせん業者及び個別信用購入あっせん業者（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る）に対する報告徴収、立入検査	割賦販売法	<p>【目的】</p> <p>割賦販売等に係る取引の公正の確保、購入者等が受ける損害の防止等により、割賦販売等に係る取引の健全な発達を図るとともに、購入者の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を円滑にする。</p> <p>【業務内容】</p> <p>割賦販売法に基づき、前払式割賦販売業者、前払式特定取引業者、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者に対して、許可・登録、立入検査、処分等に関する事務を実施。</p> <p>※既に都道府県へ権限が委任されている事務：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一の都道府県内のみ事業所等がある前払式割賦販売業者又は前払式特定取引業者に対する報告徴収及び立入検査に関する事務 ・ 加盟店調査義務等に違反する個別信用購入あっせん業者に対する改善命令、報告徴収、業務停止命令、立入検査に関する事務（一の都道府県内に消費者の被害が限定される場合に限る）。 	
11	2-11	経済産業省	電気用品の製造・輸入業者（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る）に対する報告徴収、立入検査等	電気用品安全法	<p>【目的】</p> <p>電気用品安全法に基づく電気用品の製造・輸入業者への立入検査等の事務は、電気用品による製造、販売等を規制すると共に電気用品による危険及び障害の発生を防止を目的とする。</p> <p>【業務内容】</p> <p>技術基準に適合しない製品の流通を防止するため、製造・輸入事業者等に対して、届出の受理、報告徴収、立入検査、製品提出命令、違反事業者への改善命令、技術基準不適合品に係る表示禁止命令等を実施</p>	

No.	当面方針 No.	府省名	事務・権限(改)	法律名	事務・権限の概要	提案募集方式での提案に対する関係府省からの第1次回答
12	2-12	経済産業省	家庭用品の製造業者・販売業者（卸売業者に限る）・表示業者（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る）に対する報告徴収、立入検査	家庭用品品質表示法	<p>【目的】 家庭用品品質表示法に基づく家庭用品の製造・販売・表示業者への立入検査等の事務は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護することを目的とする。</p> <p>【業務内容】 表示基準に適合しない製品の流通を防止するため、製造・販売（卸売業者）・表示事業者の不公正表示の申出受理及び調査、製造・販売（卸売業者）に対する報告徴収・立入検査・指示等を行う。</p>	
13	2-13	経済産業省	液化石油ガス器具等の製造・輸入業者（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る）に対する報告徴収、立入検査等	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	<p>【目的】 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく液化石油ガス器具等の製造・輸入業者への立入検査等の事務は、液化石油ガス器具等の製造及び一般消費者等への販売等を規制することにより、液化石油ガスによる事故・災害を防止し、公共の福祉を増進することを目的とする。</p> <p>【業務内容】 技術基準に適合しない製品の流通を防止するため、製造・輸入事業者等に対して、届出の受理、報告徴収、立入検査、製品提出命令、違反事業者への改善命令、技術基準不適合品に係る表示禁止命令等を実施</p>	
14	2-14	経済産業省	消費生活用製品の製造・輸入業者（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る）に対する報告徴収、立入検査等	消費生活用製品安全法	<p>【目的】 消費生活用製品安全法に基づく消費生活用製品の製造・輸入業者への立入検査等の事務は、消費生活用製品による一般消費者の生命・身体への危害の防止及び製品事故に関する情報の収集・提供等を通じた一般消費者の利益の保護を目的とする。</p> <p>【業務内容】 技術基準に適合しない製品の流通を防止するため、製造・輸入事業者等に対して、届出の受理、報告徴収、立入検査、製品提出命令、違反事業者への改善命令、技術基準不適合品に係る表示禁止命令等を実施</p>	
15	2-15	経済産業省	揮発油販売業者等（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る）に対する報告徴収、立入検査	揮発油等の品質の確保等に関する法律	<p>【目的】 国民生活との関連性が高い石油製品である揮発油、軽油及び灯油について適正な品質のものを安定的に供給するため、その販売等について必要な措置を講じ、もって消費者の利益を保護する。</p> <p>【業務内容】 揮発油（ガソリン）販売業者等の登録業務、報告徴収、立入検査 等</p>	

メリット
○なし

検討にあたっての課題

- 製品が全国に流通することか違反对応が困難
- 対象製品が多様であることから専門性が必要